

参考資料

～県による沿岸被災市町支援の取組～

参考資料～県による沿岸被災市町支援の取組～

目次

■概要	246
(1) 県による沿岸被災市町支援の取組経緯	247
(2) 復興まちづくり計画策定に向けた支援	248
ア. 被災エリアの把握	249
イ. 「復興まちづくり計画案（おせっかいプラン）」の作成	249
ウ. 「復興まちづくり計画案」の提案	253
(3) 建築制限施行に向けた支援	256
ア. 建築基準法第84条の施行	257
イ. 「建築制限」期間延長の取組（特別立法への働きかけ）	260
(4) 財源確保に向けた支援	261
ア. 復興事業費の算定	262
イ. 3県1市合同会議の実現	264
ウ. 東日本大震災復興交付金制度の創設	265
(5) 制度改正に向けた支援	266
ア. 県からの要望	267
イ. 復興まちづくり事業の制度改正	268
(6) 人員確保に向けた支援	271
ア. 職員派遣の要請	272
イ. 人員確保に関する連絡会議の設置	274
(7) その他の支援	275
ア. 移転元地に対する支援	276
イ. 復興まちづくり事業カルテの作成	282
ウ. 復興まちづくり産業用地カルテの作成	283
エ. 復興まちづくり情報発信	285

■概要

県では、東日本大震災の発災直後から沿岸被災市町の個別課題を把握し、国に対して何が必要かを投げかけ、その対策案を引き出す努力を続けるなど、沿岸被災市町の立場に立って復興まちづくり事業を支援してきた。

ここでは、県土木部が実施した沿岸被災市町への支援や問題解決に向けた取組に着目し、発災直後から復興まちづくり計画の事業化までの取組などを取りまとめた。

※なお、取りまとめにあたっては、土木部復興まちづくり推進室が発行した「復興まちづくり初動期物語」「宮城県復興まちづくりのあゆみ」の内容を抜粋した。

○復興まちづくり初動期物語

東日本大震災において沿岸被災市町が壊滅的な被害に遭い、復旧作業に追われる中、今後必要となる「まちづくり」にいち早く取り組み、計画づくりに奔走した部署の業務を記録したもの。

○宮城県復興まちづくりのあゆみ

東日本大震災からの復興まちづくりに関する県の考え方や沿岸被災市町支援の取組、新たに生じた課題への対応等を記録したもの。



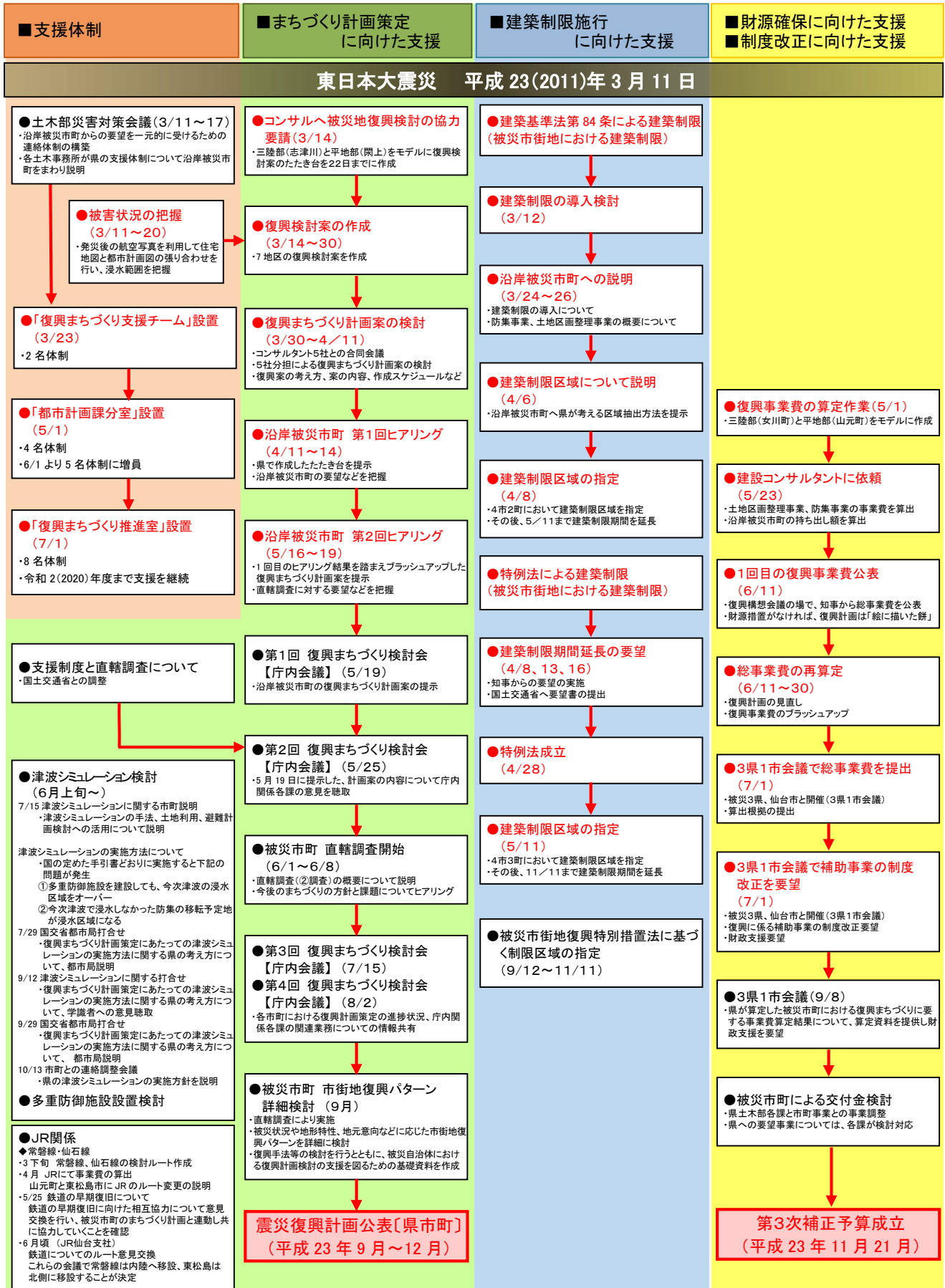
復興まちづくり
初動期物語



宮城県復興まちづくり
のあゆみ

(1) 県による沿岸被災市町支援の取組経緯

※赤字について次頁以降、取組内容を記載



(2) 復興まちづくり計画策定に向けた支援

「復興まちづくり計画案策定支援」

年月日	内容	実施主体	相手
平成 23 (2011) 年 3 月 13 日	①沿岸被災市町の被災状況の図化作業 ・浸水エリアのラインプロット ・がれき量の推測	県	
3 月 14 日	②モデル地区の復興検討案作成 ・南三陸町志津川、名取市閑上をモデル地区として抽出 ・モデル 2 地区について復興検討案を作成	県	
3 月 22 日 ～3 月 30 日	③被害の大きい地区の復興検討案作成 ・5 地区について復興検討案を追加作成	県	
3 月 23 日	④「復興まちづくり支援チーム」の設置 ・沿岸被災市町の課題解決に向けた支援を実施	県	
3 月 30 日	⑤複数の建設コンサルタントへの委託 ・5 社の建設コンサルタントへ復興計画案作成を委託	県	
4 月 1 日	・まちづくり支援業務として 1 億円の予算専決処分	県	
4 月 1 日 ～4 月 11 日	⑥「復興まちづくり計画案（おせっかいプラン）」作成 ・沿岸 15 被災市町の家を作成	県	
4 月 11 日 ～4 月 21 日	⑦沿岸被災市町への提案と要望の把握 ・復興まちづくり計画案の提示（1 回目） ・沿岸被災市町の要望をヒアリング	県	沿岸被災市町
5 月 16 日 ～5 月 19 日	⑧沿岸被災市町の意見を反映し再提案 ・復興まちづくり計画案の提示（2 回目） ・直轄調査に対する要望をヒアリング	県	沿岸被災市町
5 月 末日	⑨「復興まちづくり計画案」完成 ・国の直轄調査へバトンタッチ	県	
7 月 1 日	⑩「復興まちづくり推進室」の設置 ・沿岸被災市町の課題解決に向けた支援を実施	県	
8 月～12 月	・震災復興計画の策定	沿岸被災市町	

ア. 被災エリアの把握

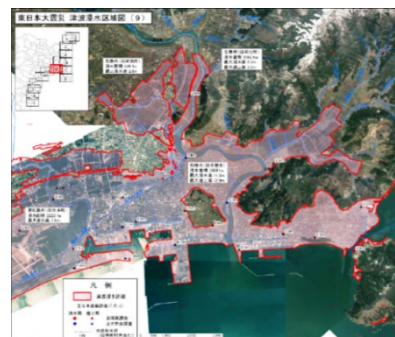
~~~~ (発災から1週間) ~~~~~

### ①沿岸被災市町の被災状況の図化作業

土木部都市計画課では、震災発災2日後となる3月13日、住宅地図と都市計画図の貼り合わせ作業を開始した。

都市計画区域内のみならず、沿岸の漁港を中心とした集落などを対象に、地震・津波の被災状況を読み取る作業を行った。貼り合わせが完成した地域において、随時建設コンサルタントから取り寄せた被災地の空撮を検証しながら、浸水エリアのラインをプロットした。

それを基に、通行可能な道路の確認、浸水地域における住宅戸数、世帯数、人口の把握を行い、それらのデータから、津波等で発生したがれきの量を推測する試みも行った。



石巻市の津波浸水区域図



浸水マップの作業状況

## イ. 「復興まちづくり計画案（おせっかいプラン）」の作成

~~~~ (発災から1か月程度) ~~~~~

②モデル地区の復興検討案作成

震災発生後、沿岸被災市町は津波により壊滅的な被害を受け、行方不明者の捜索、避難所の運営、がれきの撤去などに追われていた。県土木部では、沿岸被災市町が復興に向けた検討を行うことは当分困難であろうと考え、震災発生3日後の3月14日、県が沿岸被災市町に代わって復興まちづくりの「たたき台」の検討を行うことを決定した。

同日、県内で都市計画の基礎調査を手がけ、関係データを蓄積している建設コンサルタントに被災地の復興検討への協力を要請した。どのような形で復興を進めるべきか、建設コンサルタントとしての素案をまとめ、1週間後の3月22日まで提出するように依頼した。

検討に当たっては、三陸沿岸部と平野部の被災状況や地形特性の違いを考慮した「モデル」づくりを行うこととし、そのモデルとして、リアス地形の三陸沿岸部は南三陸町志津川地区、平野部は名取市閑上地区を選定した。

基本的な計画として、志津川地区は、歴史的に水産業と密接なつながりがあることから、高台移転ではなく、水産業系用地と一部の宅地を残して復興を行うこととした。閑上地区は、もともと職住近接の生業があるため、地区全体を嵩上げし復興を行うこととした。

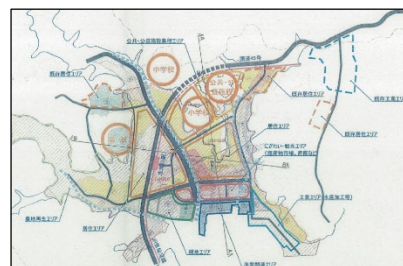
この復興検討案づくりにおいて、都市計画課の職員が作業した「津波被災地の図化」が大いに役に立った。



被災した名取市閑上地区

○関係者のコメント

「当時、当社の社員の多くは被災して出社できず、わずかな人数で復興検討案づくりに取り組みなければなりませんでしたが、図化のおかげで、短時間で現状が把握できました。」：建設コンサルタントの担当者



南三陸町志津川地区の復興計画案

③被害の大きい地区の復興検討案作成

3月22日の午後、建設コンサルタントより、3月14日に依頼したモデル2地区の復興検討案が提出された。

モデル地区の提出を受けて、津波被害の大きかった沿岸部の被災地（石巻市・気仙沼市・女川町・東松島市・亘理町：計5地区）についても復興検討案を作成し、3月中に提案するように依頼した。

この頃、都市計画課では、沿岸被災市町に足を運び、今後のまちづくりについて聞き取り調査を実施したが、沿岸被災市町では、目の前の復旧作業などに追われ、まちづくりを考える余裕は全くない状況であった。

しかし、現地に行き、被災状況を目の当たりにしたことにより、これからどのように復興に取り組むべきかを都市計画課の職員が肌で知ることができたのも事実であった。

当初は、市街地のみであったが、漁港や半島部にも職員を派遣し、現地調査を実施した。これにより、詳細な浸水域が判明し、被災地の分類、復興対象とすべきエリアも明確になった。

○関係者のコメント

「何一つ（行政資料やデータは）残っていません。都市計画図も初めから復元しなければなりません。」：南三陸町職員

「今こそ県が市町のまちづくりのお手伝いをする時だ。とにかくやれることをやろう。」：県都市計画課職員

④「復興まちづくり支援チーム」の設置

一方、翌3月23日に土木部災害対策本部の中に、今後取り組むべき課題に特化した「災害復旧チーム」が設置され、その中の一つに「復興まちづくり支援チーム」が設けられた。

この時期は、まだ完全に独立したチームとして動いているのではなく、チームリーダーは災害復旧チームのリーダーも兼務する状態で、復興検討案の作成についても、都市計画課の職員が他の業務を担当しながら作成にあたっている状態であった。



被災後の南三陸町志津川

沿岸被災市町に対する復興支援は、あらゆる領域に及んだ。「新しいまちづくり」に関しては、当初「復興まちづくり計画案」の提案がメインであったが、計画案の作成が進むと、計画を作るだけでなく、それを実践するための制度や予算の問題が発生したため、解決に向け国土交通省などの国に働きかけを行った。

沿岸被災市町に対して、復興まちづくりを進める上で問題解決をリードしていくことが必要であり、それが「復興まちづくり支援チーム」の役割となった。

⑤複数の建設コンサルタントへの委託

3月30日、モデル2地区と追加で復興検討案を作成した5地区について、土木部内の会議に「復興まちづくり計画案」のたたき台（素案）として提案を行った。

これ以上の他地区の復興検討案は、単独の建設コンサルタントで作成できる内容ではないと判断し、同日の午後、5社のコンサルタントを集めた。

これらの建設コンサルタントは、県内で日常的に都市計画の業務を行っていることから、沿岸被災市町の現況データを所有し、面整備の経験と航空撮影のノウハウを有していると判断し、選定した。

「復興まちづくり計画案」の作成は、都市計画を専門とする建設コンサルタントに委ねなければならなかったが、複数の建設コンサルタントとの契約や指名競争入札などの手続きを行う時間はなかった。そこで、複数の建設コンサルタントの意見を聴取し、最終的には契約相手となる代表幹事会社を建設コンサルタント側で決定し、その会社と随意契約を締結する方法を選択した。

⑥「復興まちづくり計画案（おせっかいプラン）」の作成

3月末に土木部会議への復興検討案を提案した後、4月1日から復興検討案の考え方を基に15沿岸被災市町を対象とした「復興まちづくり計画案」の作成に着手した。

「復興まちづくり計画案」の作業スケジュールについては、(1)4月15日までに案を作成し、沿岸被災市町に提示・修正、4月中に再度提示、(2)その後、住民説明を行い、5月中に「復興まちづくり計画案」を確定、(3)沿岸被災市町の各首長に説明した上で、修正を行い、6月中旬の県議会に「被災現況」と併せて「復興まちづくり計画案」を説明するスケジュールを各建設コンサルタントに提示した。

発注から案の提出までわずか2週間で、15沿岸被災市町の「復興まちづくり計画案」を作成するのは、ほぼ不可能にも近い作業であることは明らかであった。しかし、未曾有の国難により県民の多くが住む土地を失い、生活への道筋が見えない絶望の淵にいる状況下において、まちの復興は一刻の猶予も許されなかった。担当職員はもとより、建設コンサルタントのスタッフも、「家に帰って寝たことがなかった」と述べるように、まさに寝食を忘れての作業に取り掛かった。



コンサルタントによる復興計画の説明

【「復興まちづくり計画案」検討のポイント】

- 東日本大震災と同規模の津波に対応できるようにするのか。
- 住民意向をどのように反映するのか。
- 現位置再建型とするのか。
- 将来可住地面積はどうするのか。（住宅は高台、業務系は現地復興が原則）

【「復興まちづくり計画案」のアウトプットイメージ】

- 全体図を作成する（1/10,000～1/25,000で作成）。
- 用途地域、沿岸被災市町の中心部は、別途1/5,000の拡大版を作成。
- 1案のみの作成だと一人歩きした場合に問題となるため、複数案を希望。
- 全壊、半壊区域がわかる図面を重ねる。
- まったく新しいまちづくりとなるケースもあり得る。

この「復興まちづくり計画案」は、元々「沿岸被災市町が壊滅的な被害を受け、その対応に追われて復興計画の作成は当分無理であろう」との判断からスタートしたものであり、沿岸被災市町から要請されたものではない。そのことから、「復興まちづくり計画案」は、土木部内では「おせっかいプラン」とも呼ばれていた。



市町への復興計画案の説明

○関係者のコメント

「千年に一度ともいわれる大災害により、多くの尊い命が犠牲となり、ふるさとの生活基盤や産業基盤に甚大な被害が生じた今、その復旧・復興は千年に一度の力を投下すべき規模でなければならない、との覚悟をもって取り組むこと。」：県土木部幹部

ウ. 「復興まちづくり計画案」の提案

~~~~ (発災から2か月程度) ~~~~~

### ⑦沿岸被災市町への提案と要望等の把握

4月1日から作成に着手した「復興まちづくり計画案」は、沿岸被災市町への提案までに、各建設コンサルタントにおいて何案も作成され、その一つひとつを都市計画課において精査した。

そして、「復興まちづくり計画案」の原案は、4月11日より次々に出来上がり、順に沿岸被災市町に提示され、同時に県では沿岸被災市町の要望などを把握していった。



三陸沿岸部（背後地あり）の復興パターン案



平野部の復興パターン案

#### 【関係者のコメント】

- 「県土木部幹部の『1社で10日かかる、10社なら1日できるはず。そんな思いで取り掛かってほしい』との言葉に、復興にかける覚悟のほどを見た。」  
「ほとんど毎日県庁へ行き、案を提出しました。徹夜で作った案がダメ出しされ、徹夜で直した案にさらに種々の案が加えられ、また徹夜で直す、といった具合です。この期間は家族の顔をまったく見ていません。でも、必ず復興させる、という思いで頭がいっぱいで、少しも辛いとは思いませんでした。」：建設コンサルタントの担当者
- 「門前払いを食らったところもありました。いっこうに片付かないがれきの山に苛立ちを覚え、『それどころではない』と、窓口で無視されたこともあった。しかし、多くの市町からは感謝の言葉をいただいた。」：県都市計画課職員
- 『「まちづくりをどうしようかと思って悩んでいたんです』と握手を求めてきた女川町長」  
「東松島市、塩竈市、多賀城市、岩沼市、山元町…行く先々で『ありがとう』の言葉をいただいたときは、苦勞が報われたと思いました。」：県都市計画課職員



## ⑧沿岸被災市町の意見を反映し再提案

1回目の「復興まちづくり計画案」は、4月11日から21日の間に沿岸被災市町に提案され、ヒアリングを受けた。その結果を基に、建設コンサルタント各社は2回目の提案の準備に入った。

4月中は、都市計画課（復興まちづくり支援チーム）と建設コンサルタント各社において、1回目の「復興まちづくり計画案」に対する沿岸被災市町へのヒアリングを続けて行うとともに、建設コンサルタント同士の調整、関係法令の法規制の確認などを行いながら「復興まちづくり計画案」のブラッシュアップを続けた。

そして、5月16日から19日の間に2回目の「復興まちづくり計画案」の提案とヒアリングを実施した。

なお、この時期には、沿岸被災市町に対して国の直轄調査が行われることが決定しており、ヒアリングには国の担当者も同席し、直轄調査に対する要望の聴取も行った。

## ⑨「復興まちづくり計画案」の完成

これらのヒアリング結果を反映させ、「復興まちづくり計画案」は一応の完成をみた。

「おせっかいプラン」ともいわれた「復興まちづくり計画案」は、当時、復興計画を進める上で何の拠りどころもなかった沿岸被災市町にとって大きな糧になったことは確かである。

岩沼市や互理町、山元町において描いた集団移転の計画は、後の復興計画に反映され、女川町や南三陸町においても全体的な土地利用の考え方は踏襲された。

もちろん、この「復興まちづくり計画案」が、全ての沿岸被災市町に受け入れられたわけではない。何百年と積み重ねてきた生活・文化をゼロから見直して新しい地域を創出しようとするのは、地域の人にとっても行政にとっても並大抵のことではなかった。

その顕著な例が、中心市街地から離れた半島部を中心とした「集落の集約」であった。

県では、未曾有の大災害でゼロからのスタートを余儀なくされた現状をポジティブに捉え、「これからの沿岸部の集落が100年、200年と生き抜き、発展していくためには、徹底的に集約化を図るべき」との思いから「集約化による集落の再編」を「復興まちづくり計画案」に盛り込んだが、結果的にはその後の計画に十分反映されなかった。

2回目の「復興まちづくり計画案」の提出と入れ替わるように国の直轄調査が動き出した。この時、「復興まちづくり計画案」を国の担当者に提示し、計画の考え方を伝えている。

### 【関係者のコメント】

- 「今でも『集約』は間違っていないと思っています。しかし、それ以上に大事だったのは、私たちが将来のビジョンを提案することによって、被災地域が未来に向かって、1歩でも2歩でも歩み出していただくことができるかどうかでした。」：県土木部幹部
- 「“おせっかいプラン”が絵空事に終わらずに復興の礎になり、市町が1歩でも2歩でも前へ進むことができると確信できたこと。そのことこそが何ものにも代え難い喜びであった。」：県都市計画課職員



## ⑩「復興まちづくり推進室」の設置

「復興まちづくり計画案」が具体的に進み、沿岸被災市町とのコミュニケーションが頻繁になってくると「復興まちづくり支援チーム」においても、今までのように都市計画課との兼務体制で対応することが困難になった。

復興まちづくりは、そのスケールの大きさから、従来の考えで作られた体制で対応できるものではなく、まちづくり計画に長けた技術職員の専従が急がれた。

そこで、5月1日に復興まちづくり支援チームが職員4名の専従体制となり、その後、正式な組織改編が行われ、平成23(2011)年7月1日に「復興まちづくり推進室」が発足した。

当時、7月から11月時点では、個別地区の復興まちづくり計画が作成されても、土地区画整理事業や防集事業など、どの事業を導入するのが適切か判断できる職員は少なかった。

復興まちづくり推進室は県内全体の計画を見ていたため、この地区は土地区画整理事業が適切、この地区は防集事業が適切と交通整理することができ、事業制度自体の相談にも対応することができた。

ある意味、復興まちづくり推進室は、総合病院において初診患者を迅速かつ適切に専門科に導く「総合診療科」的な役割を担っていた。

### 【関係者のコメント】

- 「市町から『自分たちでは計画を作ることができない』と話しがあれば出向き相談に乗り、おせっかいと思われても『今のままではダメ。こういう組織を作ったらいよいよ』とアドバイスもした。よろず引受人のような役割を担っていた。」：県復興まちづくり支援チーム担当者
- 「『どこのセクションでまちづくりの支援をしているの』と聞かれたとき、誰もがすぐに『復興まちづくり推進室』と答えるような存在を目指した。」：県復興まちづくり支援チーム担当者

### (3) 建築制限施行に向けた支援

「建築制限施行に向けた支援」

| 年月日                           | 内容                                            | 実施主体   | 相手     |
|-------------------------------|-----------------------------------------------|--------|--------|
| 平成 23<br>(2011) 年<br>3 月 12 日 | ②「建築制限」の検討<br>・ 建築制限の必要性について検討開始              | 県      |        |
| 3 月 18 日                      | ・ 関西広域連合スタッフが宮城県入りし、阪神淡路大震災時の対応資料を提供          | 関西広域連合 | 県      |
| 3 月 24 日<br>～3 月 26 日         | ・ 土地区画整理事業、防集事業の紹介<br>・ 建築基準法第 84 条による建築制限の紹介 | 県      | 沿岸被災市町 |
| 3 月 28 日                      | ・ 震災復興都市計画に係る意見交換                             | 県      | 関西広域連合 |
| 4 月 6 日                       | ・ 建築制限区域の抽出方法の提示                              | 県      | 沿岸被災市町 |
| 4 月 8 日                       | ③「建築制限」の指定<br>・ 建築制限区域の告示                     | 特定行政庁  |        |
| 4 月 8 日                       | ④「建築制限」期間延長の取組<br>・ 建築制限期間の延長に係る政府要望          | 県      |        |
| 4 月 13 日                      | ・ 建築制限期間の延長に係る要望書の提出                          | 県      | 国土交通省  |
| 4 月 16 日                      | ・ 国土交通大臣に建築制限期間の延長を要望                         | 県      | 国土交通省  |
| 4 月 22 日                      | ・ 特例法の閣議決定                                    | 国      |        |
| 4 月 28 日                      | ・ 特例法の成立                                      | 国      |        |
| 4 月下旬<br>～5 月上旬               | ・ 建築制限期間延長の可否等に係るヒアリング                        | 県      | 沿岸被災市町 |
| 5 月 11 日                      | ・ 特例法に基づく建築制限区域を指定し、建築制限期間を 9 月 11 日まで延長      | 特定行政庁  |        |
| 9 月 11 日                      | ・ 特例法による建築制限期間を 11 月 10 日まで延長                 | 特定行政庁  |        |

## ア. 建築基準法第 84 条の施行

~~~~ (発災から 1 か月) ~~~~~

①「建築制限」の背景

被災市街地の復興に向けた都市計画を定める間、復興まちづくりの妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するための規程が建築基準法第 84 条である。

建築基準法第 84 条第 1 項に基づく建築制限は、特定行政庁が都市計画又は土地区画整理事業のため必要があるときに地域を指定して災害発生日から 1 か月（延長で 2 か月間）建築物の制限又は禁止ができる仕組みであり、土地区画整理事業などの実施を前提としている。

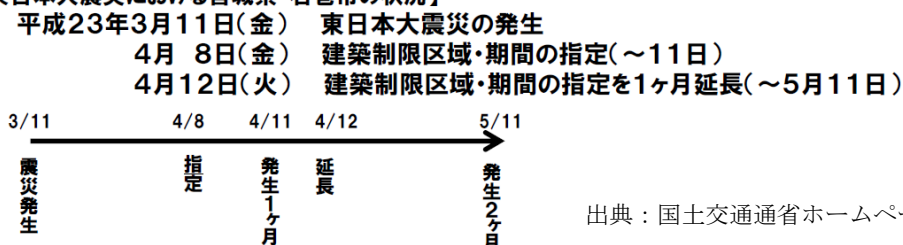
また、建築基準法第 39 条では、恒久的な措置として、津波、高潮、出水等による危険が著しいために建築物の建築に適しない場所として地方公共団体が条例で定める災害危険区域を指定し、当該区域内における住居の建築禁止等の建築制限を条例で規定することができることになっている。

壊滅的な被害を受けた沿岸被災市町が土地区画整理事業などを行う上で建築基準法第 84 条の施行は避けて通れず、その検討は必然といえた。

施策の現状・背景

被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第 84 条により、災害が発生した日から 1 ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる（延長の場合、最長で 2 ヶ月まで可能）。

【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】



出典：国土交通省ホームページ

建築基準法第 84 条による建築制限の現状・背景

②「建築制限」の検討

建築宅地課では、今後の復旧・復興においてスプロール化（都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと）の防止は必至であると判断し、3月12日、都市計画課へ建築制限の必要性についての検討を提案した。発災時から「都市計画の必要性」を感じ、3月14日に建設コンサルタントに「まちづくりのたたき台」を依頼していた都市計画課は、同日、建築宅地課と被災市街地の建築制限の協議を開始した。

本県において、建築基準法第84条による「建築制限」の施行は、過去に例がないだけに参考資料も皆無であり、まさに未知の世界であった。

問題は、第39条と第84条のどちらを選択するかであった。両課とも、発災直後より「復旧よりも復興」との考えでは一致しており、第39条よりも第84条の行使をとの思いが強かった。ただ、第84条の場合、「災害が発生した日から1か月以内の期間」という規定があるため、被災規模の大きさを考えると、スケジュール的な不安が残った。

3月16日、関西広域連合長の井戸兵庫県知事から「被災市街地に係る緊急的な建築制限等について」の、宮城県知事（岩手県知事、福島県知事）への提言があった。3月18日、阪神淡路大震災を経験した「関西広域連合」のスタッフ4人（兵庫県職員）が支援の先遣隊として、新潟経由で本県入りした。

【関係者のコメント】

- 「被害規模が阪神淡路の比ではなく、先進事例がどこまで役に立つかわからない。」
：兵庫県職員（関西広域連合）
- 「復興計画が大事になるから、早く建築基準法第39条か第84条かによる建築制限をかけるなどの対策を早急にすべきです。」：元神戸市職員（関西広域連合）

発災から2週間が過ぎ、「まちづくりのたたき台」作成を進めていた都市計画課としては、計画を具体性のあるものにするためにも「建築制限」の方向性を早急に固める必要があった。

「第39条か第84条か」と葛藤する中、その決定は3月末になされた。「第84条は、復旧ではなく新しい市街地整備に向かう復興の方向である。県は、第84条の施行に進むべきである」との意見が大勢を占め、第84条の施行に舵は切られた。

建築制限を施行するには、最低限、沿岸被災市町の首長に納得してもらう必要があるため、3月24日～26日に、県職員が各沿岸被災市町に赴き、今後検討が必要となる復興事業のメニューとして、土地区画整理事業、防集事業を紹介するとともに、建築基準法第84条による建築制限についても紹介し、早急な検討と実施を提案したが、どの沿岸被災市町も被災対応に追われ、それどころではない状態であった。

また、3月28日に、震災復興都市計画に係る兵庫県との意見交換が行われた。意見交換では、兵庫県担当者より、阪神淡路大震災時には、まず第84条の指定、そして復興推進地域の指定、土地区画整理事業と進めたプロセスの紹介があった。



応急工事（道路）後の気仙沼市街地部（鹿折地区）



被災後の名取市関上

建築基準法第84条には「災害が発生した日から1月以内の期間を限り」との規定がある。

これは、最初の1か月において施行を見送ると「延長」もできなくなることを意味している。そのため、告示準備は早急に進められ、3月28日より、沿岸被災市町へ建築制限の検討状況を照会した。

沿岸被災市町への照会を経て、4月6日、建築宅地課と都市計画課において建築制限区域の抽出方法（建築制限区域を「浸水区域」、「都市計画区域かつ浸水区域」、「用途地域かつ浸水区域」のどれにするか）を中心に検討を行い、県の考え方として、以下の抽出方法を沿岸被災市町に提示し、建築制限の検討・実施を依頼した。

【県が考えた建築制限区域の抽出方法】

- (イ) 制限区域に関しては、被災市街地を対象として、津波で浸水した地域のうち用途地域が定められている地域を基本として区域設定をする。
 - (ロ) 建築制限の本旨は、被災市街地の復興を図ることであり、復興スキームとしては、被災市街地特別措置法に基づく被災市街地復興推進区域を指定した上で、当該地域において各種都市計画事業の実施や地区計画などの建築ルールの制定などを予定している。
 - (ハ) このため、区域設定にあたって各沿岸被災市町は、津波被害に対する市街地の安全性の向上が求められる地域を選定する。
- (ニ) 選定にあたって沿岸被災市町に配慮を求めた内容は、次のとおり。
- a. 被災住民が被災建築物に戻って、これまでの市街地のままで復旧しようとする地域を除外する。
 - b. 市街地の土地利用の再配置や道路、公園及び下水道など社会資本の再整備が必要な地域を抽出する。

③「建築制限」の指定

「発災後 1 か月」のタイムリミットが迫るなか、4 月 6 日、「被災市街地における建築制限」について知事と副知事に説明をするとともに、土木部次長より沿岸被災市町へ建築制限実施の最終確認が行われた。4 月 7 日、県災害対策本部において建築基準法第 84 条の建築制限の実施を公表した。4 月 8 日、建築制限の区域の指定（建築基準法第 84 条第 1 項）の告示が行われた。期間は、4 月 8 日～4 月 11 日、3 市 2 町（気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、名取市）は県知事が指定、石巻市は石巻市長が指定を行った。期限まであと 3 日と、まさにギリギリの指定であった。

その後、延長の手続きが取られ、4 月 11 日に建築制限の期間の延長（建築基準法第 84 条第 2 項）の告示（期間 4 月 12 日～5 月 11 日）が行われた。

イ. 「建築制限」期間延長の取組（特別立法への働きかけ）

～～～（発災から 2 か月）～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

④「建築制限」期間延長の取組

建築基準法第 84 条の施行は、復興に向けた都市計画を進める第一歩であった。阪神淡路大震災の場合、兵庫県では、この 2 か月間で都市計画をまとめている（神戸市では、阪神淡路大震災以前から重点的な市街地整備プログラムを有していた）。しかし、東日本大震災が極めて甚大な被害をもたらしたことから、第 84 条に基づく最大 2 か月の建築制限の間に、沿岸被災市町において復興に向けた都市計画を決定することは不可能であることは明白であった。そのため、特別立法による建築制限の延長を行うための特例法制定への働きかけを行うこととした。

特例法制定への働きかけと特例法に基づく建築制限は、以下のように行われた。

4 月 8 日 建築制限期間の延長に係る政府要望

4 月 13 日 国土交通省へ建築制限期間の延長に係る要望書の提出

4 月 16 日 国土交通省の来県時に村井知事から建築制限期間の延長を要望

4 月 22 日 「特例法」閣議決定

4 月 28 日 「特例法」成立

5 月上旬 沿岸被災市町に建築制限期間延長の可否などに係るヒアリング

5 月 11 日 特例法に基づく建築制限区域を指定、建築制限を 9 月 11 日まで延長

「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（特例法）」の第一条では、災害があった日から 6 か月間延長することにより、最大 8 か月間、特定行政庁は、建築物の建築を制限できることが記載された。

【関係者のコメント】

- 「既存制度の制限期間（2 か月以内）で都市計画を進めていった場合は、住民の意向はほとんど反映されない行政主導の復旧・復興計画になっていく恐れがあった。」
：県建築宅地課職員

(4) 財源確保に向けた支援

「財源確保支援」

| 年月日 | 内容 | 実施主体 | 相手 |
|------------------------------|---|------|-----------|
| 平成 23
(2011) 年
5 月 1 日 | ①復興事業費の算定作業
・復興まちづくり支援チームに職員 2 名を配属
・復興事業費の算定作業を開始 | 県 | |
| 5 月 21 日 | ・建設コンサルタントに復興事業費の算定作業を依頼
・沿岸被災市町の持ち出しがどのくらいか算定 | 県 | |
| 5 月 23 日 | ②1 回目の復興事業費公表
・モデル 2 町の復興事業費算定書の提出 | 県 | |
| 5 月 24 日 | ・復興事業費算定書を担当者会議で提出 | 県 | 国土
交通省 |
| 6 月 11 日 | ・知事から本県で必要な復興総事業費の公表
・事業がなければ「絵に描いた餅」になってしまうと
事業費の確保を国に要請 | 県 | |
| 6 月 11 日
～6 月 30 日 | ③総事業費の再算定
・総事業費のブラッシュアップ
・復興計画の見直し
・積算方法の統一 | 県 | |
| 7 月 1 日 | ④3 県 1 市合同会議において総事業費を提出
・算出根拠の提出 | 県 | 財務省 |
| 11 月 21 日 | ⑤地元負担を伴わない交付金制度の創設
・「平成 23 年度第 3 次補正予算」が成立
・5 省 40 事業が基幹事業に位置付け
・実質的に地方負担なしで復興事業が推進可能に | 国 | |

ア. 復興事業費の算定

~~~~ (発災から2か月) ~~~~~

### ①復興事業費の算定作業

沿岸被災市町が復興を推進するためには、復興事業の財源確保こそ、最も急がれる課題であり、財源の裏付けがなければ、沿岸被災市町が被災住民に対して、復興まちづくりの計画を提示できないことは明らかであった。

県では、新たな財源確保や補助制度の構築のための国会などの手続きを考えると、「事業費の算定を早急に進める必要がある」と考え、都市計画課職員2名により、都市計画課の分室として立ち上げられた「復興まちづくり支援チーム」に5月1日、新たに職員2名を配属し、復興事業費の算定を開始した。

このチームは、その後、復興まちづくり業務の窓口的な存在となる「復興まちづくり推進室」へと発展するが、当時は配属の正式な辞令もなく、それぞれが従来の業務を兼務する体制であった。

最初は沿岸被災市町を限定して事業費の算定を行い、それを基準に県としての総額を算出することとし、算定市町は、三陸沿岸部を代表して女川町、平野部を代表して山元町とした。

#### 【関係者のコメント】

- 「今回の津波被害を踏まえた復興まちづくりを進めるに当たり、現行の事業制度や補助制度のみでは適用できない事業などが想定された。新しい事業制度の確立及び国費負担のあり方についても財源問題とともに地元負担が生じないような配慮が必要であった。」：県土木部幹部

5月21日の夕方、「復興まちづくり計画案（おせっかいプラン）」の作成で、女川町、山元町を担当していた建設コンサルタントを招集し、復興まちづくりに関する事業費の算定についての打合せを行った。現行制度を確認しながら、土地区画整理事業と防集事業を実施したときの事業費を算出し、その中で、補助対象外となる費用がどれほどになるのか、沿岸被災市町の手出しがどのくらいになるのか、金額を算出して積み上げることとなった。



コンサルタントとの打合せの様子

### ②1回目の復興事業費公表

2町の「事業費算定書」は、5月23日に「復興まちづくり支援チーム」に提出された。わずか2日間の作業であるため非常にざっくりしたものであったが、翌日には、制度改正の必要性を訴える参考資料として国土交通省都市局事業担当者及び宮城支援担当者へ提出した。

この1回目の総事業費については、復興まちづくり計画のメインの事業になる土地区画整理事業と防集事業の事業費を算定したものであったが、算出基準が各社で統一されていないことなどから、詳細な算定が行われたとは言えないことも事実であった。



その後、共通フォーマットの作成や条件の見直しを行い算出が進められた総事業費は、6月11日、村井嘉浩宮城県知事によって、首相官邸で各省の大臣と復興会議のメンバーが参加して開かれた「東日本大震災復興構想会議」の席上で復興にかかる全体事業費として公表された。

「宮城県の復興には2兆1千億円という膨大な事業費が必要です。しかし、この事業費がないといくら復興計画を立てても、すべてが『絵に描いた餅』になってしまい、何一つできません。だから国がきちんと面倒見てくれるべきです」

この会議は、その夜のNHKスペシャルで全国に放映され、算定根拠に関して国をはじめマスコミや他県の市町などからの問い合わせが相次いだ。公表した総事業費はさらに精度を高める必要があったため、この日からブラッシュアップする作業を始めた。

### ③総事業費の再算定

公表した総事業費は、建設コンサルタント各社によって、同じ費用でも補助対象に入れているケースや入っていないケースがあり、単価も統一されていなかった。これらを横並びにし、何百という項目に渡り基準を定めながら、各社の事業費算出に反映させていった。

復興計画で新しい道路を計画した場合、それが復興事業か復旧事業かによって算出方法が異なり、調整・判断に多くの時間が費やされた。また、JRの線路が大きな被災を受けた山元町、女川町、石巻市では、JR線を従来のルートで復旧させるのか、ルートを変更すべきかで悩んでいた。ルートを変更する場合は地元負担金が求められる。JR線の整備に掛かる地元負担金は膨大な金額に及ぶため、とても沿岸被災市町で対応できるものではない。事業費を見直すことは、計画を見直すことであり、コンサルタントには計画の立て直しから始めるよう依頼した。

#### 【関係者のコメント】

- 「時間もなく、ゴールも見えない気の遠くなるような作業が夜を徹して続きました。事業費算定作業の中で、このときが最もきつかった気がします。」：県復興まちづくり支援チーム担当者
- 「私たちも事業制度を詳しく勉強してはいなかったのが、正直、専門外の事項が大量に出てきて対応に苦慮しました。」：復興まちづくり支援チーム担当者
- 「コンサルタントはわずか1日でどんどん新しいプランを作ってくれた。どこの担当者も『出来ませんでした』とは決して言わずに時間どおり仕上げてくれました。」：県復興まちづくり支援チーム担当者

宮城県知事 村井嘉浩

**復興財源に関する意見**  
～震災復興最大の課題～

- 速やかな復興財源の総額提示を
- 地元負担を極力伴わない財政措置を

具体的には

- 用途の自由度が高く複数年度の使用が可能な一括交付金の創設
- 国庫補助制度の拡充
  - ・ 補助対象の拡大、補助率の高上げ、補助要件の緩和、事業の優先採択
  - ・ 災害の緊急性に照らした特例措置(遡及して補助対象に含める措置、同一場所・同一規模でなくとも災害復旧事業の対象とする措置等)
- 地方負担に係る地方財政措置の確保
  - ・ 地方税(地方消費税)の充実、地方交付税、地方債の確保
  - ・ 地方債償還に係る手厚い地方交付税措置
- 財源の確保
  - ・ 災害対策税の創設(恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税・目的税)
- きめ細かな支援のための財源の確保
  - ・ 災害復興基金の創設(各被災県ごと。出えんや無利子貸付による国の支援)

適切な財源措置が講じられなければ、被災県・市町が描く抜本的な復興計画は、「絵に描いた餅」に！

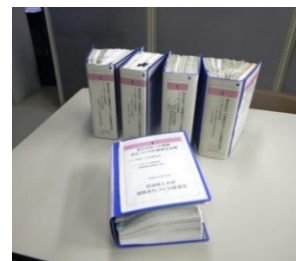
東日本大震災復興構想会議で村井知事が示したメモ

## イ. 3 県 1 市合同会議の実現

~~~~ (発災から約 4 か月) ~~~~~

④ 3 県 1 市合同会議において総事業費を提出

県の担当者は折に触れて上京し、国土交通省の所管部署や県内選出の国会議員などへ県内の状況説明や財源確保の必要性を説いて回った。その際に、当時の財務副大臣より県に対して「より詳しい話を聞きたい」との要望があった。県では、この機を「事業費獲得の絶好機」と捉え、より具体的で詳細な総事業費の提案を計画した。

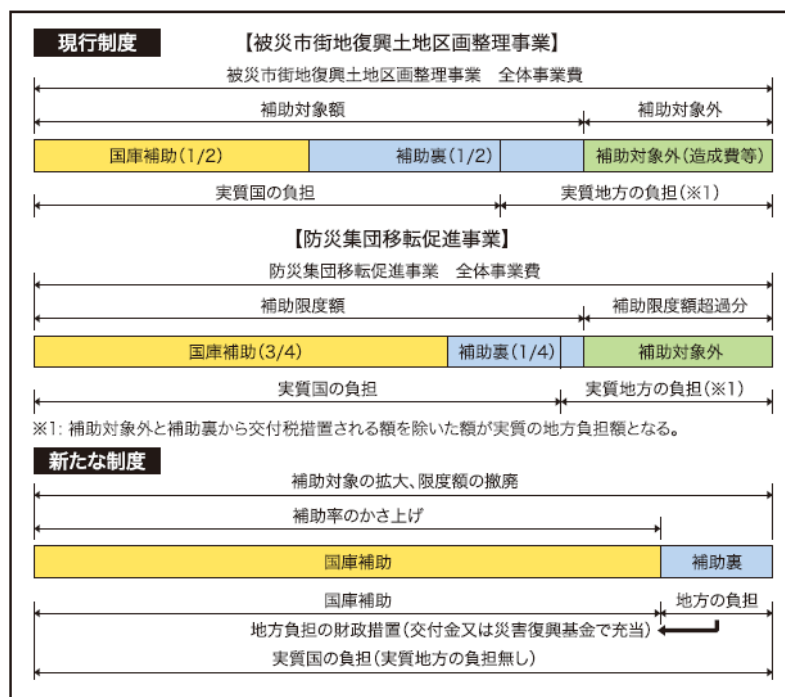


この際に、県が単独で話をするより、被災 3 県が一緒にな 復興事業費算定調書と付属資料 って話をした方が効果的と考え、福島県、岩手県、そして仙台市と連絡をとり、財務省における「3 県 1 市合同会議」が実現した。7 月 1 日の「3 県 1 市合同会議」において県は、「事業費算定書」を提出し、財務省に対して、この 2 週間に再構築した算定根拠を説明した。6 月 11 日に公表した総事業費をブラッシュアップし、算出根拠も十分に説明できる資料を提出したことから、参加者からは、高い評価を受けた。

【関係者のコメント】

○「確かに我々が最初に出した事業費というものは、ざっくりしたものであり、根拠なども希薄なものでした。国の施策を待たずして、宮城県が先に動き、批判も多くなりました。しかし、このような事をする事で、市町主体で、より現実的でリアルな計画や金額というものを積み上げていくことの大切さをアピールできたと思います。そういう手順を踏んでいくことの重要性を示せたという点では、やった甲斐があったと思います。」：県復興まちづくり支援チーム担当者

県では、土地区画整理事業や防集事業を例に挙げ、津波被害を受けた地区や地盤沈下のあった地区では、補助対象とされない宅地の嵩上げ造成費が必要となるなど、補助対象外の巨額な事業費についても施行者の負担となることを説明し、交付金充当などについて提案を行った。



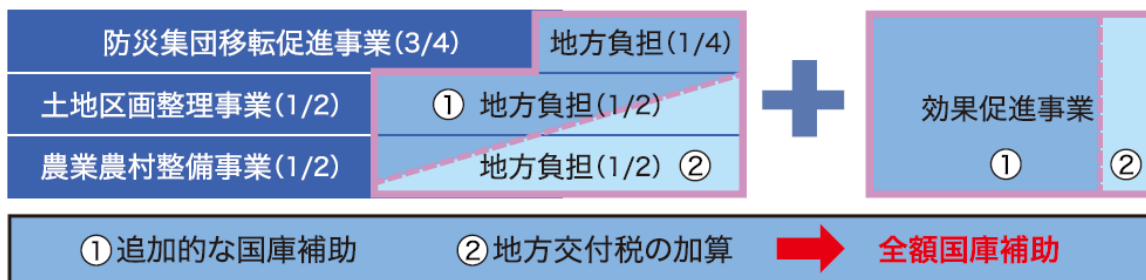
土地区画整理事業における新たな制度

ウ. 東日本大震災復興交付金制度の創設

~~~~ (発災から8か月) ~~~~~

### ⑤ 地元負担を伴わない交付金制度の創設

県では、岩手県、福島県及び仙台市と連携を図りながら、国に対し要望を行い、平成 23 (2011) 年度第 3 次補正予算にて、地方負担を伴わない東日本大震災復興交付金制度が創設された(平成 23 (2011) 年 11 月 21 日)。



創設された東日本大震災復興交付金制度の概要

| 番号           | 事業名                                                     | 番号           | 事業名                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|
| <b>文部科学省</b> |                                                         | <b>国土交通省</b> |                                         |
| A-1          | 公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)                         | D-1          | 道路事業(市街地相互の接続道路等)                       |
| A-2          | 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)                                   | D-2          | 道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))                |
| A-3          | 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業                                       | D-3          | 道路事業(道路の防災・震災対策等)                       |
| A-4          | 埋蔵文化財発掘調査事業                                             | D-4          | 災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得達成等) |
| <b>厚生労働省</b> |                                                         | D-5          | 災害公営住宅家賃低廉化事業                           |
| B-1          | 医療施設耐震化事業                                               | D-6          | 東日本大震災特別家賃低廉化事業                         |
| B-2          | 介護施設復興まちづくり整備事業<br>(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)   | D-7          | 公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)          |
| B-3          | 保育所等の複合化・多機能化推進事業                                       | D-8          | 住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)               |
| <b>農林水産省</b> |                                                         | D-9          | 小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)         |
| C-1          | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業<br>(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)            | D-10         | 住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)                |
| C-2          | 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業<br>(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等) | D-11         | 優良建築物等整備事業                              |
| C-3          | 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業<br>(麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)              | D-12         | 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)          |
| C-4          | 被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)                                | D-13         | 住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)        |
| C-5          | 漁業集落防災機能強化事業<br>(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)                     | D-14         | 造成宅地滑動崩落緊急対策事業                          |
| C-6          | 漁港施設機能強化事業<br>(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)                         | D-15         | 津波復興拠点整備事業                              |
| C-7          | 水産業共同利用施設復興整備事業<br>(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)        | D-16         | 市街地再開発事業                                |
| C-8          | 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業                                      | D-17         | 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)            |
| C-9          | 木質バイオマス施設等緊急整備事業                                        | D-18         | 都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)                  |
|              |                                                         | D-19         | 都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)                    |
|              |                                                         | D-20         | 都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)                    |
|              |                                                         | D-21         | 下水道事業                                   |
|              |                                                         | D-22         | 都市公園事業                                  |
|              |                                                         | D-23         | 防災集団移転促進事業                              |
|              |                                                         | <b>環境省</b>   |                                         |
|              |                                                         | E-1          | 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業                      |

基幹事業に位置づけられた5省40事業

## (5) 制度改革に向けた支援

### 「復興まちづくり事業の制度改革に向けた支援」

| 年月日                            | 内容                                                                                                                                                                                           | 実施主体 | 相手        |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 平成 23<br>(2011) 年<br>4 月 8 日   | ①県からの要望事項<br>・ 政府要望 (国土交通省関係)                                                                                                                                                                | 県    | 国         |
| 4 月 16 日                       | ・ 国土交通大臣 (副大臣) 懇談                                                                                                                                                                            | 県    | 国交<br>副大臣 |
| 4 月 23 日                       | ・ 東日本大震災復興構想会議                                                                                                                                                                               | 国    |           |
| 4 月 28 日                       | ・ 国土交通大臣 (副大臣) 懇談                                                                                                                                                                            | 県    | 国交<br>副大臣 |
| 5 月 20 日                       | ・ 政府要望 (国土交通省関係)                                                                                                                                                                             | 県    | 国         |
| 7 月 1 日                        | ・ 3 県 1 市会議 (財務省)                                                                                                                                                                            | 県    | 財務省       |
| 6 月 11 日                       | ・ 東日本大震災復興構想会議                                                                                                                                                                               | 国    |           |
| 8 月 4 日<br>9 月 9 日<br>10 月 5 日 | ・ 政府要望 (国土交通省関係)                                                                                                                                                                             | 県    | 国         |
| 平成 24<br>(2012) 年<br>1 月 6 日   | ②制度改革の内容<br>・ 防集事業に関する制度拡充<br>- 補助限度額の拡充<br>- 住宅団地に立地できる用途の拡充<br>- 移転者に譲渡する場合の補助の導入<br>- 住宅団地の規模要件の緩和<br>・ 土地区画整理事業に関する制度拡充<br>- 地区要件の拡充<br>- 津波防災整地費の追加<br>- 緊急防災空地整備事業の要件緩和<br>・ 津波拠点事業の創設 | 国    |           |
| 5 月 25 日                       | ・ 効果促進一括配分枠の創設                                                                                                                                                                               | 国    |           |

## ア. 県からの要望

~~~~ (発災後1か月から) ~~~~~

① 県からの要望事項

財源確保の問題以外にも、現行補助制度に計画したまちづくりを当てはめると、様々な、問題が噴出した。

例えば、土地区画整理事業では、既存制度の補助金で対応出来る整備内容は明確に決められており、地盤沈下が発生した被災地域の嵩上げなど復興に当たって必要となる整備についても補助金が使えないという困り事が発生した。

防集事業でも現道から移転先団地に行くまでの道路整備が補助対象とならないなど、沿岸被災市町にとっては、これらの枝葉の部分も面倒を見てもらわないとまちづくりが出来ない状況であった。

そのため、「3県1市会議」などの場で、現状と必要性を整理し、丁寧に説明しながら制度改正を認めてもらうことが県の任務であった。

〔知事対応〕

【東日本大震災復興構想会議】

平成23(2011)年4月23日、6月11日

- ・復興財源について地方負担を伴わないよう財政措置を求めた。

【政府要望(国土交通省関係)】

平成23(2011)年4月8日、5月20日、8月4日、9月9日、10月5日

- ・土地区画整理事業、防集事業について、補助対象項目の拡大、新たな制度創設、補助率の大幅な嵩上げを求めた。

【国土交通大臣(副大臣)懇談】

平成23(2011)年4月16日、4月28日

- ・土地区画整理事業の補助対象要件の拡大及び補助率の大幅な嵩上げを求めた。

〔事務局対応〕

【3県1市会議(財務省、国土交通省)】

平成23(2011)年7月1日、9月8日

〔復興まちづくり事業関連〕

- ・防集事業について、三陸沿岸では、現行制度では地方負担が大きすぎるため、補助率の嵩上げ、各号の限度額の引上げ及び戸あたり限度額の撤廃を要望した。
- ・土地区画整理事業において、地盤沈下した宅地の嵩上げが補助対象となるよう要望した。
- ・多重防御施設(嵩上げ道路)が補助対象となるよう要望した。

〔事務局対応〕

【国土交通省要望】

〔復興まちづくり計画関連〕

- ・津波避難計画に基づいた施設整備が復興事業となるよう要望した。
- ・津波シミュレーションの活用にあたっては、設定潮位を満潮位でなく、今次津波の潮位としてまちづくり計画の作成が可能となるよう要望した。
- ・J R線の復旧方法及び国による財政支援について要望した。

イ. 復興まちづくり事業の制度改正

~~~~ (発災後1年から) ~~~~~

### ② 制度改正の内容

補助金の拠出は無理と言われた事業に対しても県の担当者は粘り強く説明を行った。

その結果、地盤沈下が発生した被災地域の嵩上げについて、「津波からの安全性の確保」という観点で土地区画整理事業の中に「津波防災整地費」が設けられ、補助が認められるなど、「3 県 1 市会議」などの場を通して、沿岸被災市町が必要とする制度の変更が一つずつ認められていった。

### 【防集事業に関する制度拡充】

平成 24 (2012) 年 1 月 6 日改正内容

#### ◆補助限度額の拡充

|                                                                                                     |                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①住宅団地の用地取得造成費への加算</p> <p>現行 14,200 円/m<sup>2</sup> → 改正 39,780 円/m<sup>2</sup></p>               | <p>②移転者への利子相当額の補助の引き上げ<br/>(移転者の住宅建設費等は自己負担)</p> <p>現行 406 万円 → 改正 708 万円</p> |
| <p>③特例による単価の適用除外の設定</p> <p>住宅団地の用地取得造成及び公共施設整備では、限度額を超えた場合でも、個別認定で補助可能</p> <p>【公共施設整備】 公園整備 集会場</p> | <p>④戸当たり合算限度額の撤廃</p> <p>現行 1,655 万円 → 限度額撤廃</p>                               |



◆住宅団地に立地できる用途の拡充

住宅団地に関連する公益的施設（病院等）の用地取得・造成費を補助対象化。

◆移転者に譲渡する場合の補助の導入

住宅団地の用地取得造成費で、移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分を補助対象化。

◆住宅団地の規模要件の緩和

10戸以上 → 5戸以上

平成25（2013）年9月26日改正内容

◆取得した移転促進区域の取扱

復興の進捗に応じて、譲渡・交換が可能となった。

【土地区画整理事業に関する制度拡充】

平成24（2012）年1月6日改正内容

◆地区要件の拡充

（現行）被災地面積が概ね20ha以上で、被災戸数が1,000戸以上の市街地のうち、被災市街地復興推進計画に定められた区域内の地区

（改正）復興整備計画で位置づけた区域を追加

◆津波防災整地費

（改正）防災上必要な土地の嵩上げ（津波防災整地費）を国費算定対象経費に追加  
[要件]・計画人口密度40人/ha以上の区域

・既往最大津波に対し浸水しない程度までの土地嵩上げに係る整地費

◆緊急防災空地整備事業

（改正）減価補償地区以外も対象に追加

【新制度の創設】

◆津波拠点事業

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を、用地買収方式で、緊急に整備する事業に対して支援を行う津波拠点事業を創設。

被災自治体に対する財政的支援

- ①津波復興拠点市街地計画策定支援（計画作成費、コーディネート費）
- ②公共施設等整備（地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等）
- ③用地取得造成

津波復興拠点イメージ

住宅・公益系



業務系



本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

**【効果促進事業一括配分】**

平成 24（2012）年 5 月 25 日改正内容

◆効果促進一括配分枠の創設

使い勝手向上のため、一括配分枠が創設された。

平成 26（2014）年 11 月 25 日改正内容

◆基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加

一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業が追加された。

◆事業費の上限引上げ

一括配分の対象となる事業費の上限を引上げられた（1 億円⇒3 億円）。

平成 27（2015）年 8 月 26 日改正内容

◆事業費の上限撤廃

一事業当たりの事業費の上限（3 億円）が撤廃された。

◆配分額の上限を引上げ

一括配分の配分額上限が引上げられた（250 億円⇒500 億円）。



## (6) 人員確保に向けた支援

## 「人材確保支援」

| 年月日                       | 内容                                              | 実施主体         | 相手     |
|---------------------------|-------------------------------------------------|--------------|--------|
| 平成 23<br>(2011) 年<br>10 月 | ①初年度の取組<br>・国土交通省へ全国の自治体からのまちづくり担当職員の派遣要請を依頼    | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 24<br>(2012) 年         | ②平成 24 (2012) 年度からの取組<br>・職員派遣ルートの特務省への一元化      | 総務省<br>国土交通省 | 沿岸被災市町 |
| 4 月 1 日                   | ・県職員 17 名派遣                                     | 県            | 沿岸被災市町 |
| 6 月 14 日                  | ③「職員確保支援プロジェクトチーム」の設置<br>・第 1 回 市町村震災関係職員確保連絡会議 | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 25<br>(2013) 年         | ・県職員 43 名派遣<br>・県採用職員 124 名派遣                   | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 26<br>(2014) 年         | ・県職員 53 名派遣<br>・県採用職員 195 名派遣                   | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 27<br>(2015) 年         | ・県職員 56 名派遣<br>・県採用職員 157 名派遣                   | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 28<br>(2016) 年         | ・県職員 55 名派遣<br>・県採用職員 127 名派遣                   | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 29<br>(2017) 年         | ・県職員 51 名派遣<br>・県採用職員 95 名派遣                    | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 30<br>(2018) 年         | ・県職員 52 名派遣<br>・県採用職員 61 名派遣                    | 県            | 沿岸被災市町 |
| 平成 31<br>(2019) 年         | ・県職員 46 名派遣<br>・県採用職員 43 名派遣                    | 県            | 沿岸被災市町 |

## ア. 職員派遣の要請

~~~~ (発災から半年) ~~~~~

①初年度の取組

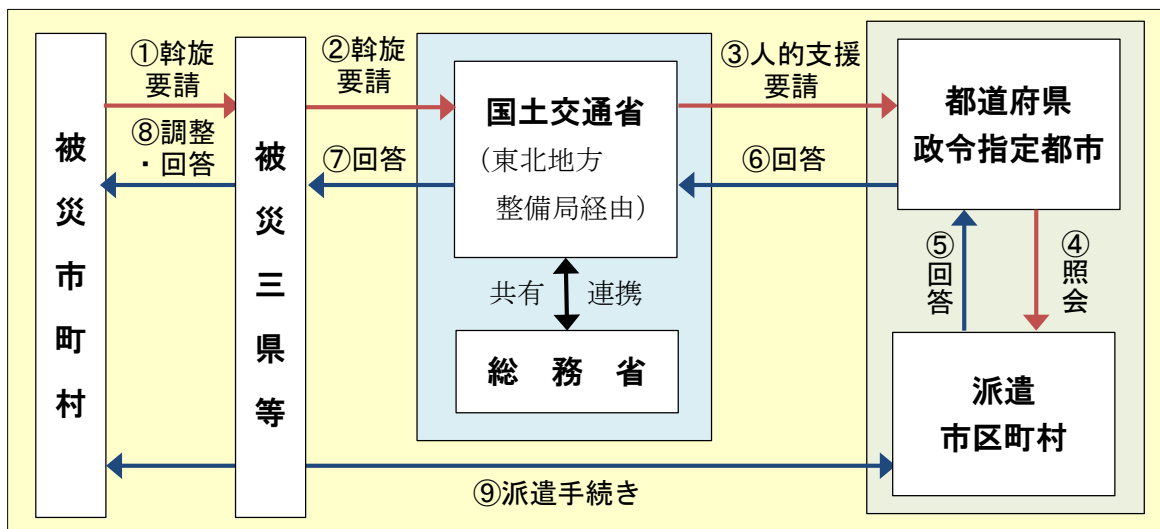
沿岸被災市町の「復興まちづくり計画」については、被災直後の県による計画案の提示に始まり、その後の国土交通省による全面的な支援により、平成 23 (2011) 年中に作成される目途がたった。

その一方で、本格的な事業着手には膨大な作業が必要とされ、沿岸被災市町では、職員数が圧倒的に不足していたことに加え、まちづくりに精通した職員が少ないことなど人員の確保が課題となっていた。

そのため、県では平成 23 (2011) 年 10 月に国土交通省へ、全国の自治体からのまちづくり担当職員の派遣要請をするなど人員確保に努めた。併せて、自治体からの職員派遣のみでは、沿岸被災市町からの要望数には応えられないことから、独立行政法人都市再生機構 (UR 都市機構) や民間事業者へのアウトソーシングについても検討を行った。

国土交通省では、被災三県及び仙台市からの自治体職員の派遣斡旋の要請を受け、平成 23 (2011) 年 12 月に東北地方整備局から全国の都道府県及び政令指定都市に派遣要望を行い、平成 24 (2012) 年 2 月には各県などから 160 人の回答があったことを公表した。

なお、職員派遣については、被災県からの要請により、総務省でも全国市長会及び全国町村会への派遣要望を実施しているが、土地区画整理事業などの復興まちづくり事業は高い専門性を有することから、総務省からの派遣要望には含めないこととした。

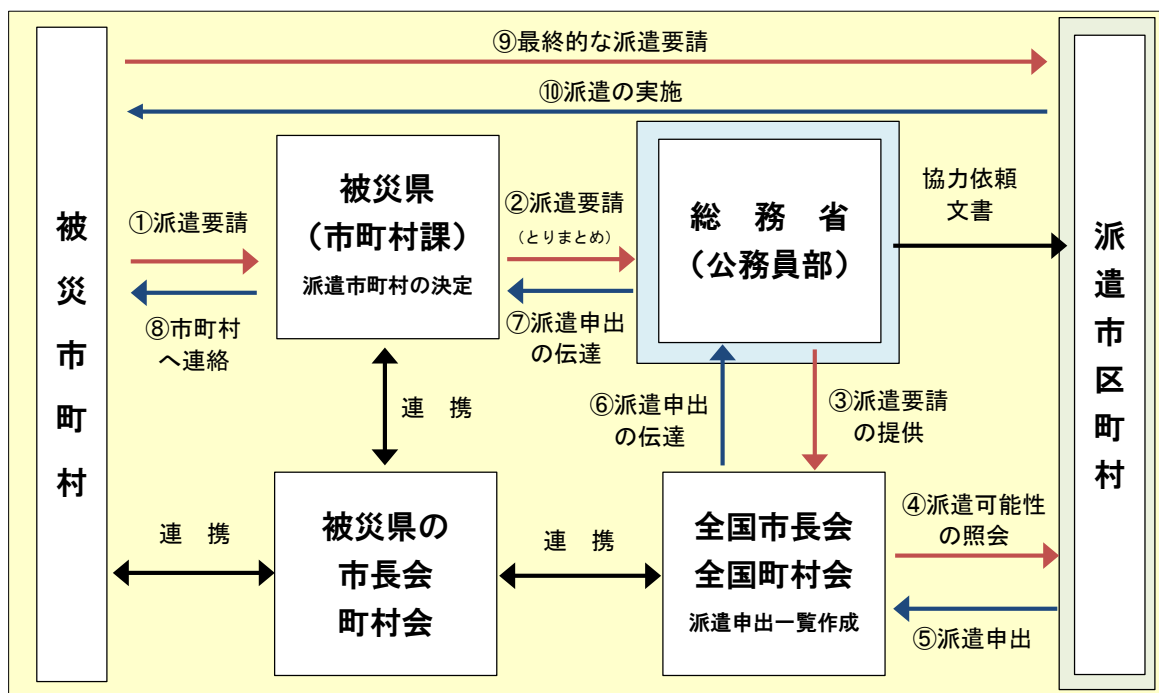


初年度の人材確保のスキーム

②平成 24 (2012) 年度からの取組

震災復興計画の初年度（平成 23 (2011) 年度）において、復興まちづくり事業は、専門性が高いとの理由から、国土交通省から全国自治体に対し、職員の派遣要請を行っていたが、派遣元の自治体から、派遣の可否を判断する部署は 1 か所（人事担当課）であり、複数の省庁から個別に要請が来ると混乱が生じるとの意見があったため、国は派遣要請ルートを経済省に一元化することとした。

また、経済省ルート以外にも人員確保に向けて、国、県、市町が多様な取組を進めた。



経済省ルートによる人材確保のスキーム

イ. 人員確保に関する連絡会議の設置

~~~~ (発災から1年) ~~~~~

### ③「職員確保支援プロジェクトチーム」の設置

沿岸被災市町の職員不足は、土木分野に留まらず、あらゆる分野に渡ったことから、平成24(2012)年5月に全庁の組織として庁内関係各課による「宮城県市町村復興関係職員確保支援プロジェクトチーム」を設置し検討を実施した。

また、その検討結果を踏まえ、沿岸被災市町及びオブザーバーとして総務省、復興庁等からなる「市町村震災関係職員確保連絡会議」を平成24(2012)年6月に設置した。令和3(2021)年3月末現在、16回開催している。

なお、当会議の検討内容等については、県総務部市町村課のホームページで公表している。

プロジェクトチーム構成メンバー

|        | 職名                                                                                                                                                                                            |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リーダー   | 総務部長                                                                                                                                                                                          |
| サブリーダー | 総務部次長                                                                                                                                                                                         |
| メンバー   | 総務部人事課長<br>総務部市町村課長<br>震災復興・企画部震災復興・企画総務課長<br>環境生活部環境生活総務課長<br>保健福祉部保健福祉総務課長<br>経済商工観光部経済商工観光総務課長<br>農林水産部農林水産総務課長<br>農林水産部漁港復興推進室長<br>土木部土木総務課長<br>土木部復興まちづくり推進室長<br>教育庁総務課長<br>人事委員会事務局職員課長 |

## (7) その他の支援

## 「移転元地に対する支援」

| 年月日                                                   | 内容                                                                             | 実施主体              | 相手                 |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 平成 24<br>(2012) 年<br>3 月 6 日                          | ①移転元地の抵当権問題の解消<br>・移転元地の抵当権に関する問題提起                                            | 仙台市               | 県                  |
| 5 月 14 日                                              | ・金融機関向け防集事業説明会                                                                 | 県<br>東北財務局        | 金融機関<br>沿岸被災<br>市町 |
| 8 月 30 日                                              | ・防集事業を円滑に実施するための打合せ会                                                           | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 10 月 3 日                                              | ・移転元地の買取りに係る取り組みの調査                                                            | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 11 月 12 日                                             | ・金融機関向け防集事業説明会<br>・抵当権抹消に向けたスキームについて                                           | 県<br>東北財務局        | 金融機関<br>沿岸被災<br>市町 |
| 12 月 13 日                                             | ・抵当権抹消前の買取可否に係る調査                                                              | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 平成 25<br>(2013) 年<br>1 月 18 日                         | ・抵当権抹消に向けた防集事業説明会<br>・各金融機関の抵当権解除への対応状況説明                                      | 県<br>住宅金融支<br>援機構 | 沿岸被災<br>市町         |
| 7 月                                                   | ②移転元地計画策定支援<br>・移転元地の利活用検討に向けた組織設立<br>・農地利用WG、漁業利用WG、公園緑地WG<br>産業利用WG、沿岸集落再生WG | 県                 | 庁内<br>関係課室         |
| 10 月 10 日                                             | ・移転元地の利活用検討に向けた全体WG開催                                                          | 県                 | 庁内                 |
| 平成 26<br>(2014) 年<br>6 月<br>～平成 27<br>(2015) 年<br>2 月 | ・第 1 回～第 5 回個別WG開催                                                             | 県                 | 庁内                 |
| 平成 27<br>(2015) 年<br>3 月 23 日                         | ・「まちづくり・住宅整備推進本部会議」において<br>WG最終成果報告                                            | 県                 | 庁内<br>関係課室         |
| 5 月                                                   | ・移転元地に関するヒアリング調査実施                                                             | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 7 月                                                   | ・移転元地に関するアンケート調査実施                                                             | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 平成 28<br>(2016) 年<br>4 月                              | ・「移転元地計画作成ガイドライン」に係るヒアリン<br>グ (1 回目)                                           | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 8 月                                                   | ・「移転元地計画作成ガイドライン」に係るヒアリン<br>グ (2 回目)                                           | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |
| 平成 29<br>(2017) 年<br>3 月                              | ・「移転元地計画策定ガイドライン」発行                                                            | 県                 | 沿岸被災<br>市町         |

## ア. 移転元地に対する支援

### ①移転元地の抵当権問題の解消（抵当権抹消スキームの確立）

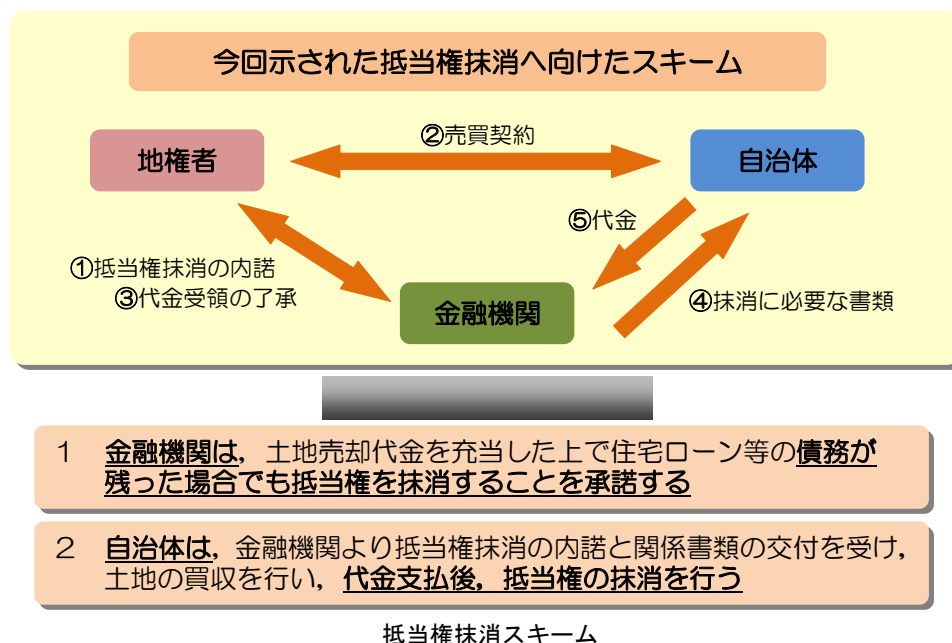
防集事業においては、移転促進区域（移転元地）の買取りが柱の一つとなっており、防集事業対象者は移転元地の売却費が住宅再建の一助となっている。

移転元地には抵当権が設定されているケースも多く、沿岸被災市町としては、抵当権が解除されない限り土地の買収ができないことから、課題となっていた。このことについては、平成 24（2012）年 3 月に仙台市から県に問題提起され、全県的な課題として復興まちづくり推進室が主体となって調整を行っていくこととした。

具体には、住宅金融支援機構の対応を参考に、同機構、金融庁及び東北財務局などと連携してスキームを作成し、そのスキームを統一的に運用するよう各金融機関に要請した。

関係機関との調整、金融機関に向けた防集事業勉強会、沿岸被災市町への実態調査、沿岸被災市町対象の勉強会を重ね、平成 24（2012）年 11 月 12 日に「金融機関向け防集事業説明会」を実施し、住宅金融支援機構からスキームを提示したところ、出席した金融機関及び沿岸被災市町から「前向きに対応する」という意見が出された。

この時出席したのは、約 50 の金融機関と 13 沿岸被災市町（防集事業実施の 12 沿岸被災市町と多賀城市）などであった。その後も継続して沿岸被災市町向け説明会の開催や金融機関の問い合わせ窓口一覧の作成、貸金業協会への協力要請などを行い、平成 24（2012）年度中に抵当権抹消に関する課題解決が図られた。これに併せて、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23（2011）年 7 月 個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）の活用方法の勉強会や周知も実施している。



## ②移転元地計画策定支援

### a. 移転元地とは

防集事業は、主に下記3つの内容から成り立っている。

- ア 安全な移転先団地の整備及び宅地の借地・分譲
- イ 移転先団地宅地購入・住宅建築費に対する利子補給
- ウ 居住の用に適さない宅地等（移転元地）の買取  
→災害危険区域を指定し、住宅等の建築を制限または禁止

上記ウに関する本事業の特殊性として、利用目的がなくとも、土地を「買取る」ことが目的とされている。ただし、買取り対象の土地については、震災後に省令が一部改定された。

改定前：買取り対象が「すべての農地及び宅地」

改定後：買取り対象が「全ての住宅の用に供されている土地」（平成23（2011）年12月26日省令改正）

この改定により、買取り対象が限定され、円滑な事業実施が可能となった一方で、買取り対象が居住用宅地のみとなったことから、買取った公有地が下記のとおりモザイク状（着色部）に分布することとなった。



移転元地の買取事例（漁港背後地）



**b. 移転元地の利活用に係る課題**

震災後、膨大な面積（12 沿岸被災市町で約 1,524ha（令和 3（2021）年 1 月時点））の移転促進区域が指定されたが、震災から数年経過した時点では、沿岸被災市町は移転先地の基盤整備に注力していた状況で、移転元地の利用計画が策定され、復興交付金事業活用の目処が立っているものはごく一部にとどまっていた。

利活用見込みがない未利用地では、十分な検討がなされない状況が続くと、下記にあげる課題が顕在化することが危惧された。

**(a) モザイク状で公有地が残るため、土地の利活用が十分なされない**

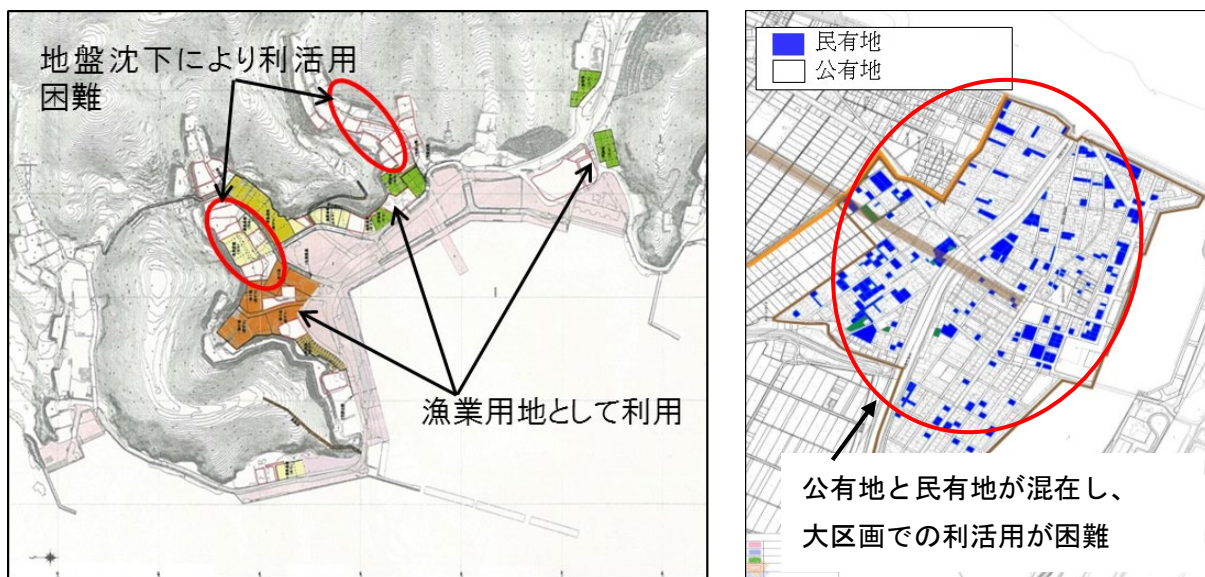
- ・モザイク状（公有地と民有地が混在）であることから大区画での利活用が見込めないため、民間利用者が見つからない。
- ・固定資産税などの税収が減少する。
- ・土地利用が非効率となる。

**(b) 未活用の公有地の適正管理に毎年一定の維持管理費がかかり、買取対象以外の民有地が残る場合、一定のインフラ整備が必要**

- ・地盤沈下した土地についての嵩上げ及び排水対策が必要となる。
- ・除草などの維持管理費用が必要となる（不法投棄・雑草・害虫への対策）。

**(c) 利活用する場合においても関係法との調整が必要**

- ・都市計画法、農振法との整合性や、災害危険区域との調整が必要となる。
- ・既存の土地利用規制では自由な土地利用が困難である。



そのままでは活用が難しいと想定される移転元地の例



### c. 移転元地の利活用に係るワーキンググループの設置

県では、前述した課題の顕在化を回避するために、平成25(2013)年7月より庁内関係部局が連携して、移転元地の利活用について検討することとした。

移転元地の利活用促進を図るため、県震災復興本部の下に設置されている「まちづくり・住宅整備推進本部」において、「復興に向けた土地利用」を検討テーマとし、沿岸部地域における復興に向けた土地利用計画の策定と事業の推進を図ることとした。県庁内関係課室で構成する5つの利活用検討ワーキングを土地利用の形態に合わせて設置した。

#### 【WGの検討経緯】

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 平成25(2013)年7月  | ワーキング組織設立                    |
| 平成25(2013)年10月 | 復興に向けた土地利用に関する検討会議           |
| 平成26(2014)年3月  | まちづくり・住宅整備推進本部幹事会にて中間報告      |
| 平成26(2014)年6月  | 第1回WG開催                      |
| 平成26(2014)年7月  | 第2回WG開催                      |
| 平成26(2014)年9月  | 第3回WG開催                      |
| 平成26(2014)年11月 | 第4回WG開催                      |
| 平成27(2015)年2月  | 第5回WG開催                      |
| 平成27(2015)年3月  | 「まちづくり・住宅整備推進本部会議」においてWG最終報告 |

#### 【WGにおける検討内容】

- 1) 農地利用WG：農用地地区における移転元地利用の推進及び集約地の具体的利用策の検討
- 2) 漁業利用WG：漁業集落における移転元地利用の推進及び集約地の具体的利用策の検討
- 3) 公園緑地WG：移転元地を中心とした公園緑地の整備の推進
- 4) 産業利用WG：移転元地を活用した産業利用の推進
- 5) 沿岸集落再生WG：被災した沿岸集落の再生案の策定支援

#### d. 移転元地に関するアンケート調査の実施

平成 27 (2015) 年度には、土地利用のニーズがある地域は計画策定から事業着手へ移行し、事業化が一定程度進んだ状況にあった。しかし、「現状維持」とされた移転元地を含め、土地利用ニーズが薄い地域において、現状のままでは新たな利活用が見込めないことから、地域の課題について整理が必要と考え、沿岸被災市町へのアンケート調査を実施した。

#### 【沿岸被災市町へのヒアリング・アンケート実施】

Step1 沿岸被災市町へのヒアリング（平成 27（2015）年 5 月下旬～6 月）



- ⇒移転元地利活用状況について
- ⇒現状での課題の有無について
- ⇒現在減免されている税の今後の取扱について

Step2 沿岸被災市町へのアンケート調査を実施（平成 27（2015）年 7 月）



- ⇒利活用困難地域の状況把握

Step3 対応方針の検討

#### 【アンケート調査結果】

- ・利活用が難しい理由として、「地盤沈下」「ライフライン未復旧」「公有地と民有地の混在」などがあげられた。
- ・長期的な課題として、公有地と民有地の混在による維持管理の非効率性があげられた。
- ・民有地に対する今後の課税方針は、各沿岸被災市町でばらつきが見られた。

#### e. 「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」の作成

平成 27 (2015) 年度のアンケート調査及び平成 28 (2016) 年 5 月に実施したヒアリングによって、沿岸被災市町の移転元地については、公有地と民有地の混在などの問題点が明らかとなった。

これを受けて、同年 8 月には、移転元地の利活用状況を「活用済み」「活用予定あり」「活用見込みなし」などの面積別に把握し、沿岸被災市町が移転元地を検討する際のきっかけづくりを目的とした「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」および事例集（効果促進事業による利活用の推進事例をまとめたもの）の作成に着手した。

#### 【ヒアリング実施日程】

- 沿岸被災市町ヒアリング前期（平成 28（2016）年 4 月 28 日～5 月 13 日）
- 防集事業に係る市町意見交換（平成 28（2016）年 5 月 24 日～6 月 2 日）
- 沿岸被災市町ヒアリング後期（平成 28（2016）年 8 月 22 日～9 月 2 日）
- 移転元地計画策定ガイドライン意見交換（平成 28（2016）年 11 月 8 日～11 月 11 日）

【「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」について】

沿岸被災市町との意見交換を経て、「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」および事例集を平成 29 (2017) 年 3 月に沿岸被災市町へ配布した。

その後、移転元地の土地交換を行った事例紹介、不動産取得税の免除に関する県条例の内容及び移転元地を事業者の公募によって利活用を図った事例などを追記したものを平成 30 (2018) 年 12 月に沿岸被災市町へ再度配布した。

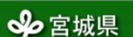
【みやぎ移転元地計画策定ガイドライン (本編)】

- ・ 移転元地の分布状況の整理
- ・ 移転元地の課題・問題点
- ・ 移転元地の利活用事例
- ・ 移転元地の分類
- ・ 移転元地支援方針 (地区毎のカルテ含む)
- ・ 国の移転元地利活用支援 (土地交換時における不動産取得税の免除及び土地交換事例)

【移転元地利活用事例集 (別冊)】

- ・ 移転元地利活用の主な事業一覧表
- ・ 復興交付金申請資料

みやぎ移転元地計画策定ガイドライン



### 1 移転元地の現状・課題

**移転元地の4割近くが土地利用計画未定(H27.3)**

・ 防災集団移転促進事業により取得した公共用地の内、平成27年3月末時点で約493haが未利用地  
・ 移転元地は12市町で207地区存在

■ 移転元地が抱える課題

- 移転元地の土地利用が決まらず、都市全体では非効率な土地利用
- 移転元地の土地利用を図る事業制度を十分活用できない
- 移転元地の維持管理が困難である

■ 移転元地が抱える課題

- 居住地区、市街地との位置関係、従前土地利用、規模の大小、土地利用規制、狭小道路残存、インフラ再整備、住民合意など
- 適正規模の整理、土地の階層、盛土材確保、民地高上げ、事業間調整
- 維持管理費の増大

■ 市町が土地利用を検討する上での支援が必要

■ 先進事例を参考に地区毎に土地利用計画を提案し、移転元地利用を促進

### 3 移転元地の土地利用方針案

※青字は代表事例地区  
※紫字は先進事例

#### 離島集落

**観光・レクリエーション**

観光施設や資源に隣接・近接して公園や広場等の観光機能を強化する施設を整備することで、観光拠点の形成を図る。外部からのアクセス性を向上させるための方策を検討する。

**一般集落**

従前土地利用(一次産業)の再生を基本とし、そのために必要な施設等を整備する。

#### 農集集落

**産業・運輸**

従前土地利用(産業系)の機能再生、共同利用施設等の復旧および加工場などの新規整備により農業の拠点として形成する。

**一般集落**

従前土地利用(一次産業)の再生を基本とし、そのために必要な農産物等の施設整備を検討する。

#### 旧市町村の中心市街地

隣接する既成市街地や、従来の都市機能に配慮した施設の復旧及び代替機能を有する施設整備を基本とし、従来の拠点として再生する。

#### 産業・運輸

従前土地利用(産業系)の機能再生、工場などの新規整備により産業拠点として形成する。

#### 旧市町村の中心市街地

様々な場所で被災した公共施設を地区内に集約して復旧すると共に、生活利便施設や来訪者用駐車場を整備することで、地区全体の生活拠点を形成する。

#### 産業・運輸

従前土地利用(産業系)の機能再生、大規模施設等の共同施設等の復旧および工場などの新規整備により水産業拠点を形成する。

#### 一般集落

居住機能を除く従前土地利用での再生を基本とする。地区の特性に応じて企業誘致や広場・公園等整備を検討する。

#### 観光・レクリエーション

観光施設や資源に隣接・近接して公園や広場等の観光機能を強化する施設を整備することで、観光拠点の形成を図る。

#### 一般集落

従前土地利用(一次産業)の再生を基本とし、そのために必要な水産物のための施設整備等を検討する。

### 2 移転元地の分類

震災前の位置づけ及び集落タイプ別に分類

■ 集落タイプ別による分類

| 集落タイプ       | 離島集落 | 農集集落 | 漁集集落 | 既成市街地                                             |
|-------------|------|------|------|---------------------------------------------------|
| 旧市町村の中心市街地  |      |      |      | H17年の市町村大会併前に各市町村の中心市街地であった地区                     |
| 産業・運輸       |      |      |      | 農業・漁業等の一次産業の場として活用されていた地区や港湾、空港等の物資運搬の拠点に近接していた地区 |
| 観光・レクリエーション |      |      |      | 観光施設や資源が立地し観光地やレジャーの場所となっていた地区                    |
| 一般集落        |      |      |      | 上記の3項目に属さない地区                                     |

■ 各地区を分類

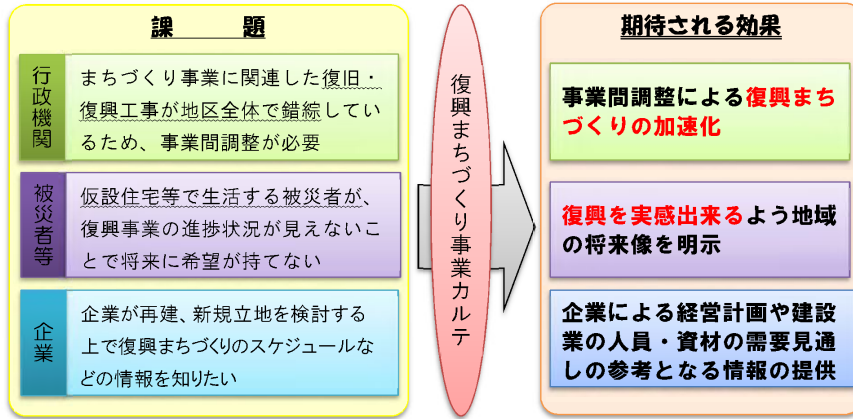
| 集落タイプ | 従前土地利用     |       |             |       |
|-------|------------|-------|-------------|-------|
|       | 旧市町村の中心市街地 | 産業・運輸 | 観光・レクリエーション | 一般集落  |
| 離島集落  |            |       | 5地区         | 10地区  |
| 農集集落  |            | 17地区  |             | 13地区  |
| 漁集集落  | 7地区        | 3地区   | 11地区        | 114地区 |
| 既成市街地 | 4地区        | 4地区   |             | 19地区  |

沿岸市町の移転元地利用検討の基礎資料及び事業化検討資料への活用を期待

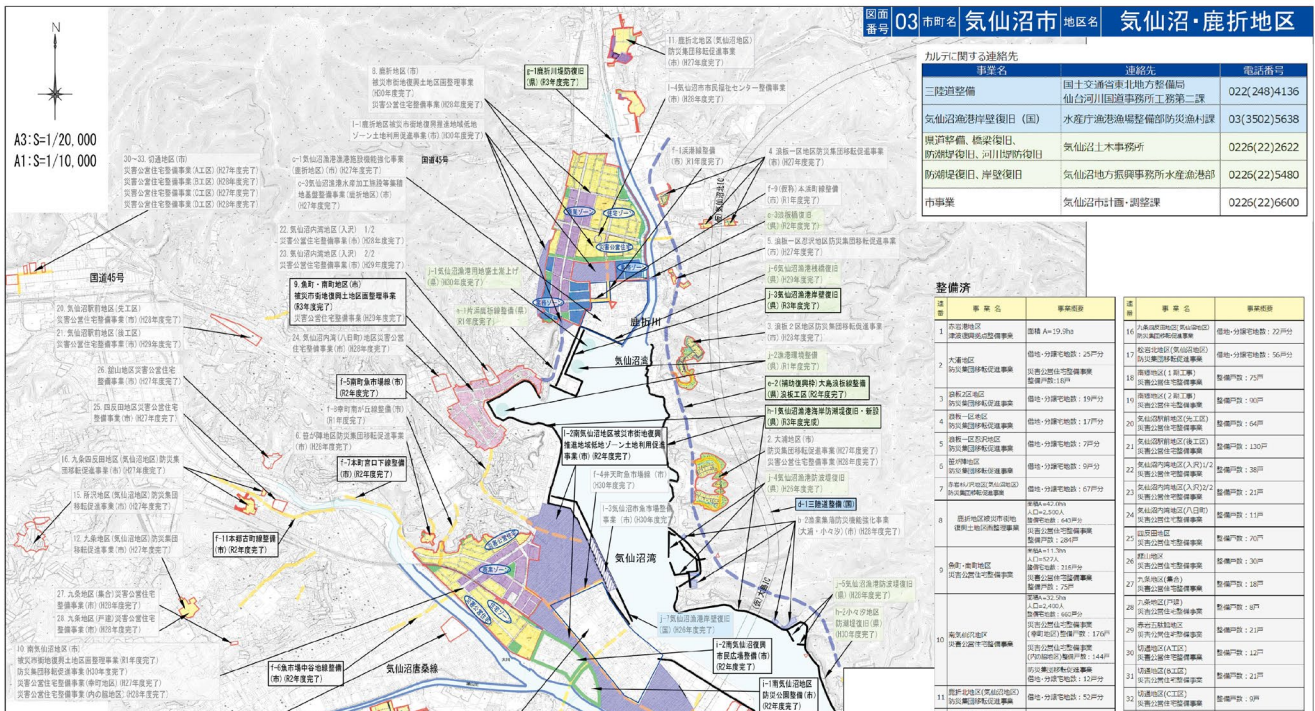
# イ. 復興まちづくり事業カルテの作成

県では、復興まちづくり事業の本格化に合わせ、事業者間の調整や被災者の方々が復旧・復興事業の計画を把握できるよう、復興庁宮城復興局と連携し、国、関係市町などの協力を得て「復興まちづくり事業カルテ」を作成し、公表した。

「復興まちづくり事業カルテ」は、復興事業の進捗に合わせ、令和3（2021）年までに12回の改訂を行い、事業者間の調整などに積極的に活用された。



復興まちづくり事業カルテ作成の目的



復興まちづくり事業カルテの例（気仙沼市 気仙沼・鹿折地区）

- |              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| ① 土地区画整理事業   | ⑥ 漁業集落防災機能強化事業 | ⑪ 公園事業       |
| ② 防集事業       | ⑦ その他水産業基盤関係事業 | ⑫ 漁港事業       |
| ③ 災害公営住宅整備事業 | ⑧ 道路事業・街路事業    | ⑬ 下水道事業      |
| ④ 市街地再開発事業   | ⑨ 河川事業         | ⑭ 農地整備事業     |
| ⑤ 津波拠点事業     | ⑩ 海岸事業         | ⑮ その他事業（JR等） |

復興まちづくり事業カルテの対象事業







### みやぎの復興まちづくり

宮城県沿岸被災市町においては、早期に快速で安心な居住環境を確保できるような住宅再建に係る取組みを進めております。

併せて、持続可能な魅力あるまちづくりを目指し、地域産業の再生や新たな産業・商業の誘致を行うため、産業用地の整備を積極的に行っております。

#### 災害に強いまちづくり宮城モデル

##### ■地域の特性を踏まえた新たなまちづくりのイメージ

地域の特性を踏まえ、平地が少ない三陸リアス式海岸沿いの県北エリア(気仙沼市～石巻市北部)では高台移転・職住分離を基本とし、農地等で平地が広がる県南エリア(石巻市南部～山元町)では多重防衛施設の整備により災害に強いまちづくりを進めています。

##### ■新たなまちづくり「災害に強いまちづくり」の例

市街地を守るための施設(河川堤防・海岸防備堤・高台への避難用道路等)を整備し、市街地は高台または内陸へ移転します。また、移転元地は産業用地として再生します。

#### ■被災市町 新たなまちづくりのタイプ

みやぎの復興まちづくり 2

### 復興まちづくり産業用地について

宮城県では、復興事業によって整備されている産業用地について、簡易カルテを作成してHPに公表しております。ここでは、公表されているカルテ地区についてご紹介いたします。

※カルテについての詳細はP28をご覧ください。

#### ■復興まちづくり産業用地カルテ地区(平成30年7月時点)

| 市町村名 | 市町村 | 地区名                                                                                                       | 積出面積(㎡)     | 積出単価(円/㎡) | 用途・用途種別   | 交通・備考                                                                                                         |
|------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮古市  | ①   | 北津川地区                                                                                                     | 83.1 (38.4) | 1.0       | H30年度開始   | 道路：市道敷島線 南北延長約 2.3km、50m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 100m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300 |
|      |     | 渡野地区                                                                                                      | 50.4 (23.3) | 5.8       | H30年度開始予定 | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.0km、20m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 20m、150<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300   |
| 石巻市  | ②   | 上釜南地区                                                                                                     | 37.6 (27.6) | 10.4      | H30年度開始予定 | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
|      |     | 下釜南地区                                                                                                     | 25.4 (16.8) | 6.5       | H30年度開始予定 | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
| 東松島市 | ③   | 本島地区(東松島市庁舎前)                                                                                             | 51.2 (27.7) | 5.3       | H28年度開始   | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
|      |     | 問合せ先：東松島市 産業課 商工課長 藤田 功一 TEL: 0225-62-1111 (内線5151)<br>URL: http://www.city.higashi-matsushima.miyagi.jp/ |             |           |           |                                                                                                               |
| 七ヶ浜町 | ④   | 代々輪浜A地区                                                                                                   | 4.7 (3.6)   | 0.7       | H30年度開始   | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
|      |     | 花岡浜B地区                                                                                                    | 0.8 (6.3)   | 0.8       | H28年度開始   | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
| 多賀城市 | ⑤   | さみみ谷(旧賀田・賀田地区)                                                                                            | 15.5 (0.0)  | 0.3       | H27年度開始   | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
| 仙台市  | ⑥   | 雫生北部地区                                                                                                    | 32.1 (70.0) | 34.2      | H29年度開始   | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
| 名取市  | ⑦   | 岡上東地区                                                                                                     | 57.7 (40.7) | 14.9 (税込) | H30年度開始予定 | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |
| 鹿沼市  | ⑧   | 先野目南地区                                                                                                    | 37.7 (0.0)  | 13.0      | H31年度以降   | 道路：市道敷島線 南北延長約 1.3km、10m<br>水路：市道敷島線 南北延長約 4.3km、50m<br>駅：松山駅 40m、1300<br>商業：敷島線 40m、1300<br>住宅：敷島線 40m、1300  |

みやぎの復興まちづくり 6

### 復興まちづくり産業用地カルテ

本パンフレット p6～p16 でご紹介しておりますとおり、宮城県では、復興事業で整備を行う「これから」の産業・商業用地について、簡易「復興まちづくり産業用地カルテ」を作成し、その位置や規模、用地の面積、優遇税制制度、交通アクセスなどの最新情報をお知らせしております。

情報は今後とも随時追加・更新し、充実を図ってまいりますので、ぜひご覧ください。

産業用地カルテは下記 HP からダウンロードできます。是非御覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/karte-sangyou/>

産業用地カルテ

検索

↑産業用地カルテ(高画質版/通常画質版)からダウンロードできます。

みやぎの復興まちづくり 25



## エ. 復興まちづくり情報発信

### ①宮城県復興まちづくり通信

「宮城県復興まちづくり通信」は、復興まちづくりに関する各種情報や沿岸被災市町の復興状況などを発信する情報誌として、平成 24 (2012) 年 4 月の創刊号から令和 3 (2021) 年 3 月までに 40 号を発刊した。

#### 【主な掲載内容】

##### ○トピック

- ・復興まちづくり事業の進捗状況
- ・復興庁、国土交通省などに関する情報
- ・各種イベントや研修会などの報告

##### ○各地域の動き

- ・各市町のイベントや取組
- ・各市町の復興状況（着工式、竣工式など）

##### ○復興まちづくり推進室の取組

- ・復興まちづくり推進室が主催した研修会、勉強会などの開催報告
- ・情報発信に関する取組事例紹介

##### ○市町からのたより

- ・各市町からの情報提供
- ・他自治体からの派遣職員からの寄稿



復興まちづくり通信  
復興まちづくり推進室  
会子 潤  
などが少しず  
そういった  
から10年  
ております。  
期について  
約170地  
認可事務の円  
しているまち  
土木事務所  
ます。  
りまさが、被  
なって、取り  
15市町は限  
ました。  
などの基幹事  
ります。  
(単位:百万円)  
計  
効果促進事業  
46事業  
6,011  
78,876  
予定、第3回目

宮城県復興まちづくり通信

### ②復興まちづくりマップ（壁新聞）の作成

「復興まちづくりマップ（壁新聞）」は、被災された方々が、復興へのあゆみが実感できるよう、また支援をいただいている全国の方々に復興の状況をお知らせするため、復興まちづくり事業の進捗状況を写真やパースを用いて、A0サイズの壁新聞として見える化し、県内外の行政庁舎や集客施設などに掲示した。



宮城県復興まちづくりマップ



### ③復興まちづくり情報パネル展

「復興まちづくり情報パネル展」は、宮城県の復興まちづくり事業の進捗や取組状況を県内外に広く情報発信するために実施した（県内：延べ32回・箇所、県外：延べ40回・箇所）。



宮城県図書館



新潟ふるさと村



山形駅東西自由通路

宮城県復興まちづくり情報パネル展

### ④出前講座（一般、大学・高校、県外機関等）

「出前講座」は、沿岸被災市町で進められている復興まちづくりの概要と進捗状況及び県が進めている「災害に強いまちづくり宮城モデル」についての説明を行い、広く理解と関心を深めることを目的として、平成26（2014）年度から開催した。

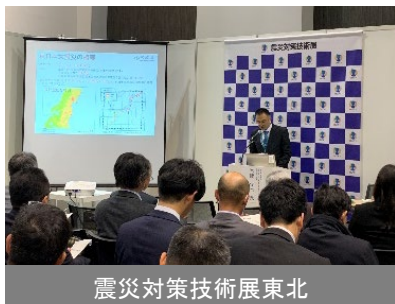
#### a. 一般（18回開催、延べ920人参加）



南地域社会福祉協議会連絡会



豊川商工会議所



震災対策技術展東北

#### b. 大学・高校（20回開催、延べ1,877人参加）



石巻工業高等学校

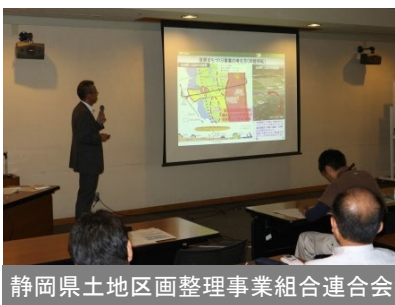


東北工業大学



東洋大学

#### c. 県外機関等（17回開催、延べ663人参加）



静岡県土地区画整理事業組合連合会



高知県



徳島県立防災センター



### ⑤みやぎ復興まちづくりカード

「みやぎ復興まちづくりカード」は、被災者の方々や震災の被災地を訪れたことのない県外の方々に復興状況への関心をもってもらうツールとして作成し、県内外で行うパネル展や15 沿岸被災市町の庁舎などで配布した。

第1弾では沿岸被災市町の復興の様子と観光のイメージ写真などを掲載、第2弾は、カード両面に沿岸被災市町の復興まちづくりの姿を航空写真や建物、まちなみなどを掲載した。

また、沿岸被災市町の復興情報やイベント情報を入手できるように、被災市町のSNSなどのQRコードを配置した。第1弾は平成30(2018)年6月1日配布を開始し、2,150枚を配布した。第2弾は同年10月29日に配布を開始し、3,000枚を配布した。



みやぎ復興まちづくりカード

### ⑥みやぎ復興まちづくりガイドブック

「みやぎ復興まちづくりガイドブック」は、県内外から仕事や観光などで沿岸被災市町を訪れた方々が実際に被災地をまわる際に活用してもらうため、東日本大震災からの総仕上げに向けた復興まちづくりの状況を県内外に発信するものとして平成30年度に作成した。

ガイドブックでは、復興まちづくり事業が進む15 沿岸被災市町を各エリアの見所などと合わせて紹介した。



みやぎ復興まちづくりガイドブック

## まち室五訓

- (一) 市町の批評家になるな。当事者意識を持って事に当たれ。市町との信頼関係の先に、達成感の共有がある。
- (二) まちづくりの課題は、復興の進捗とともに変わるもの。常にアンテナを高く翳し、臨機を対応を心がけよ。
- (三) 先進事例は復興の道標。市町間の橋渡し役になり、情報共有に気を配れ。
- (四) 目光の評価にとられるな。真の評価は、一〇年後に担当した市町の姿に現れる。
- (五) 全国民のご厚意に感謝。意駄を廢し、復興後を見据えて、全国に誇れるまちを市町とともに、創り上げていこう。

### 【まち室五訓】

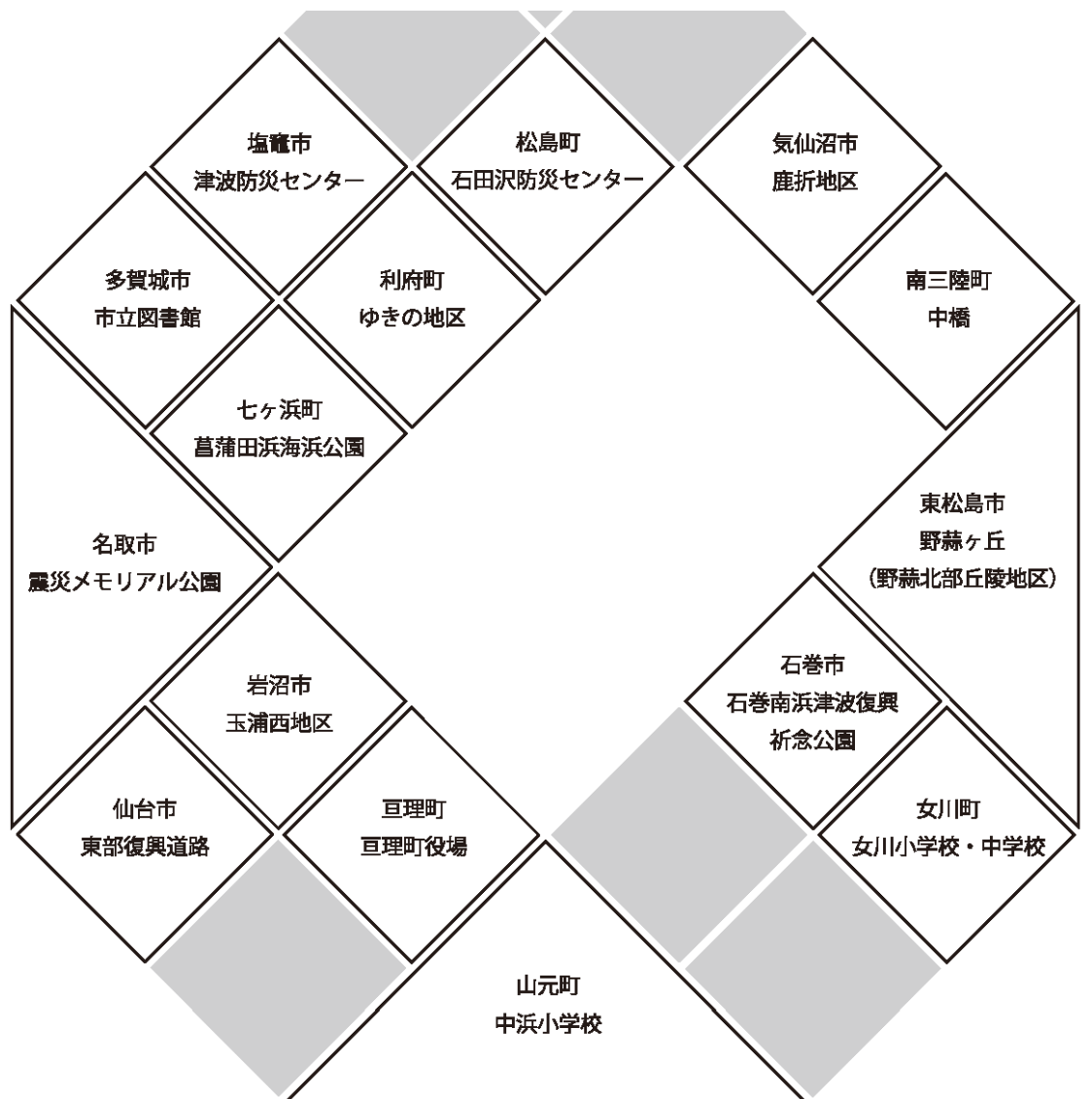
上記のまち室五訓は、復興まちづくり事業に対する予算権限や許認可権限を有しない「復興まちづくり推進室」の職員が、沿岸被災市町の復興まちづくりを支援していくにあたっての心構えを説いたもの。

## 復興まちづくりの伝承

～取組から得られた教訓 大規模災害に備える自治体に向けて～

令和4年3月

編集・発行 宮城県土木部都市計画課  
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
電話 022-211-3159







塩籠市



松島町



泉山沼市



多賀城市



利府町



七ヶ浜町



南三陸町



名取市



岩沼市



復興まちづくり  
の伝承



石巻市



東松島市



仙台市



亶理町



女川町



山元町

